

平成 18 年度  
諸外国の国土政策分析調査  
( その 3 )

ベトナムの国土政策事情 -  
報 告 書

平成 19 年 3 月

国土交通省 国土計画局

## 平成 18 年度諸外国の国土政策分析調査 - ベトナムの国土政策事情 -

本報告書は、平成 18 年度諸外国の国土政策分析調査のうち、ベトナムの最新の国土政策事情について、現地訪問調査（平成 19 年 1 月実施）での入手情報（ヒアリング情報および文献情報）、平成 18 年度国土政策セミナーでのベトナムからの招聘者の報告資料、本調査の各国の国土計画概要のうちベトナムに関するもの、ベトナムの国土計画関係機関の計画書（公表資料）、その他既存文献を活用してまとめたものである。

### 1. ベトナムの国土政策の背景事情

ここでは、海外投融資情報財団が 2006 年に出版した『ベトナムの投資環境』（参考資料 1）に基づいて、現在のベトナムの国土政策の背景をなす政治システム、基本政策、インフラ整備状況、地域概況について整理した。

#### (1) 政治システム

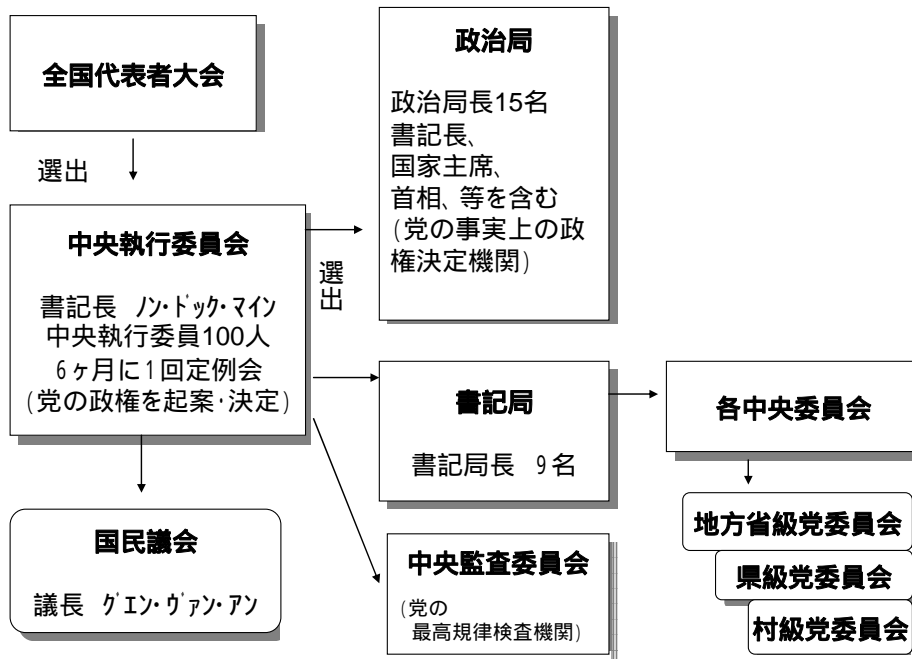
1976 年に建国されたベトナム社会主義共和国の政治システムは、ベトナム共産党による一党支配であり、共産党が国家を指導する体制になっている。（詳細は以下の諸図表参照）

#### 政治システム概要

国名	ベトナム社会主義共和国
建国	1976 年 7 月 2 日
政体	社会主義共和国（ベトナム共産党の指導による社会主義国）
政党	ベトナム共産党の一党体制
元首（大統領）	国家主席
立法権	国民議会
行政権	内閣 首相
司法権	最高人民裁判所
国家機構	党が国家の基本的指針や方向性を決定 それを受けて、行政機関が政策を執行
地方行政区画	地方の省級（5 市 59 省）、県級、村落に区分 行政区画毎に、人民評議会（議会）と人民委員会（執行機関を設置）

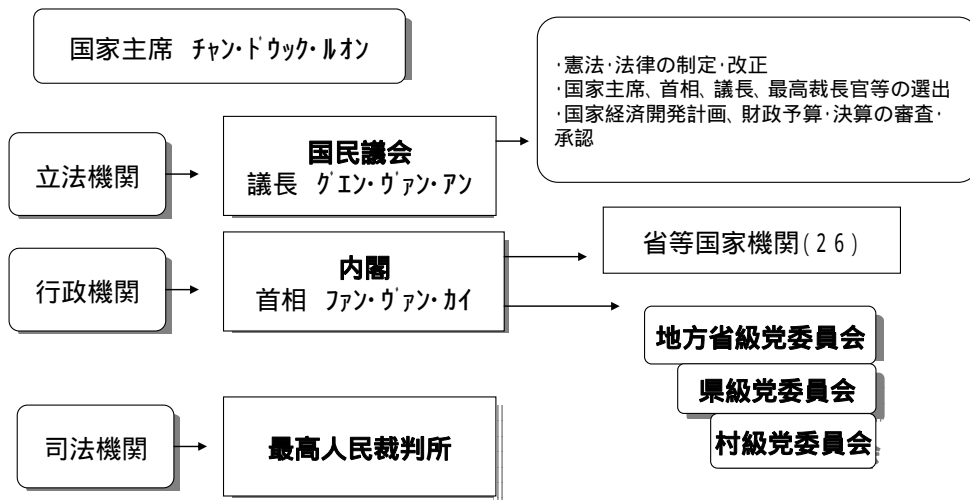
資料：参考文献 1

共産党の組織図



出所：同上

国家機関の組織図



(2003年4月末現在)

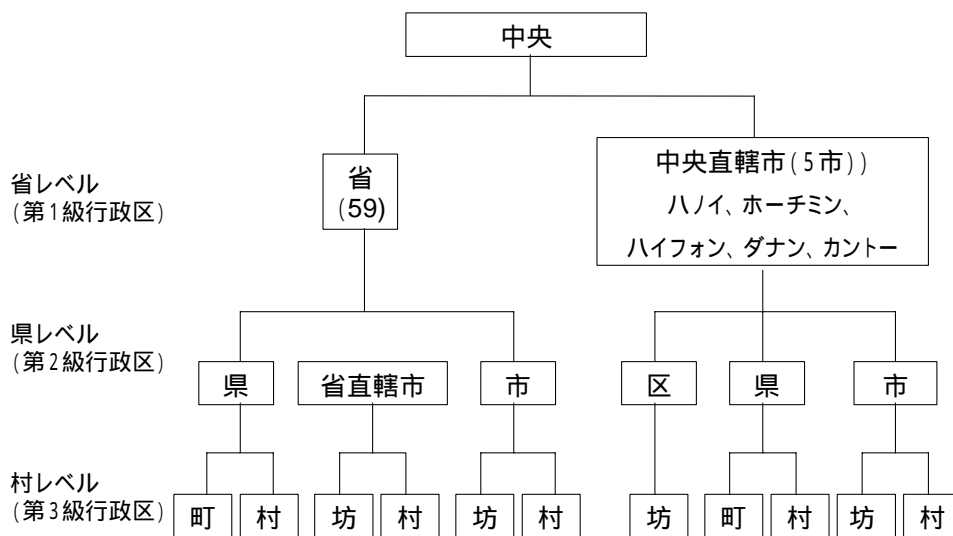
出所：同上

政府組織図 (26 省等機関)



出所：同上

中央・地方行政単位



(注)「村」は主に農村部に位置する「行政村」である。「坊」は都市部に位置する。  
 (注)2003年11月現在、6中央直轄市 省がある。  
 (出所)今井 昭夫、岩井美佐紀 編著「現代ベトナムを知るための60章」による。

出所：同上

地方行政区画（5市59省）

3. 地方の行政区画（5市59省）

北部地域 2市24省

- 1 Ha Noi City (ハノイ市)
- 2 Lai Chau (ライチャウ)
- 2' Dien Bien (ディエンビエン)
- 3 Lao Cai (ラオカイ)
- 4 Ha Giang (ハーザン)
- 5 Cao Bang (カオバン)
- 6 Son La (ソンラ)
- 7 Yen Bai (イエンバイ)
- 8 Tuyen Quang (トゥエンクワン)
- 9 Bao Can (バクカン)
- 10 Thai Nguyen (タイグエン)
- 11 Lang Son (ランソン)
- 12 Phu Tho (フー)
- 13 Vinh Phuc (ビンフック)
- 14 Bac Giang (バクザン)
- 15 Hoa Binh (ホアビン)
- 16 Ha Tay (ハータイ)
- 17 Bac Ninh (バクニン)
- 18 Hung Yen (フンエン)
- 19 Hai Duong (ハイズオン)
- 20 Quang Ninh (クワンニン)

中部地域 1市16省

- 26 Thanh Hoa (タンホア)
- 27 Nghe An (グエン)
- 28 Ha Tinh (ハーティン)
- 29 Quang Binh (クワンビン)
- 30 Quang Tri (クワンチ)
- 31 Thua Thien - Hue (トゥアティエンフエ)
- 32 Da Nang City (ダナン市)
- 33 Quang Nam (クワンナム)
- 34 Kon Tum (コントゥム)
- 35 Quang Ngai (クワンガイ)
- 36 Gia Lai (ジャーライ)
- 37 Binh Dinh (ビンディン)
- 38 Phu Yen (フーエン)
- 39 Duc Lac (ダクラク)
- 39' Da Nang (ダクザン)
- 40 Khanh Hoa (カンホア)
- 41 Lam Dong (ラムドン)

南部地域 2市19省

- 42 Ninh Thuan (ニントフアン)
- 43 h Thuan (ビントフアン)
- 44 Binh Phuoc (ビンフック)
- 45 Dong Nai (ドンナイ)
- 46 Ba Ria - Vung Tau (バリアーヴンタウ)
- 47 Binh Duong (ビンズオン)
- 48 Ho Chi Minh City (ホーチミン市)
- 49 Tay Ninh (タイニン)
- 50 Long An (ロンアン)
- 51 Tien Giang (ティエンザン)
- 52 Ben Tre (ベンチエ)
- 53 Vinh Long (ビンロン)
- 54 Tra Vinh (チャビン)
- 55 Dong Thap (ドンタップ)
- 56 An Giang (アンザン)
- 57 Hau Giang (ハウザン)
- 57' Can Tho City (カントー市)
- 58 Soc Trang (ソクチャン)
- 59 Kien Giang (キエンザン)
- 60 Bac Lieu (バクリウ)
- 61 Ca Mau (カマウ)



(注) 2003年11月から、地方の行政区画は、中央直轄の特別市5市と59省の計64区画に改定された。具体的には、南部のカントー省の省都カントー市が中央直轄市に昇格し[57]、カントー省の残りの地域が「ハウザン省」[57]に改定された。また、中部のダクラク省が「ダクラク省」と「ダクノン省」[39]に、北部のライチャウ省が「ライチャウ省」と「ディエンビエン省」[2']に分割された。

(出所) 地図はUFJ銀行『海外投資ガイドシリーズ「ベトナム」』2003年版を基にした。

出所：同上

( 2 ) ベトナムの基本政策

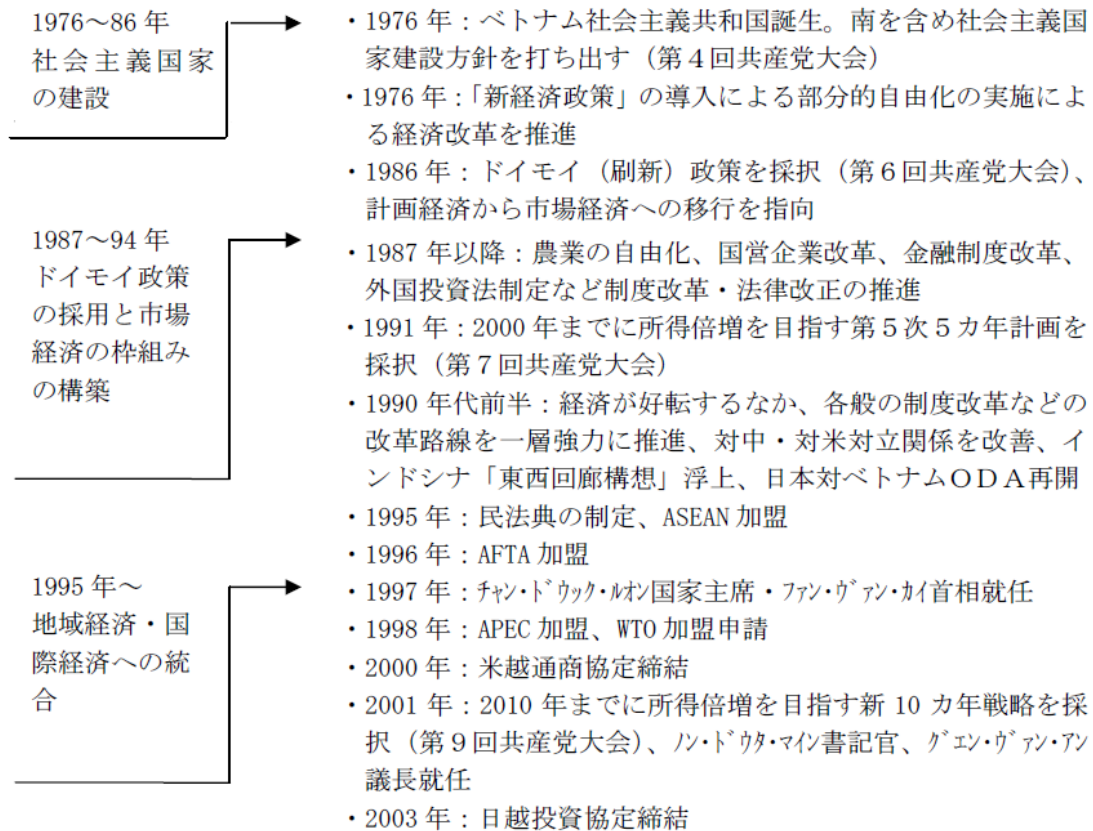
1980年代に入り、社会主義的経済運営の行き詰まりとソ連を初めとした友邦国からの援助の停滞から経済危機に陥ったベトナムは、1988年12月の第6回のベトナム共産党大会において、計画経済路線に代えて、市場経済に則った「ドイモイ政策」(「ドイモイ」はベトナム語の「刷新」を意味する)と呼ばれる新たな経済改革路線を採択した。この「ドイモイ(刷新)政策」は、旧ソ連の「ペレストロイカ」に倣ったものであり、対外経済開放、企業自主権拡大、農家請負制導入などの資本主義的な制度を採り入れている点に特色がある。ベトナムは、この「ドイモイ政策」の下で、急速に経済発展を図ってきたが、1990年代に入ると、グローバリゼーションの流れに影響され、東アジアでも国境を越えた経済関係の構築の気運が拡がり始めた。このため、東アジアの中心に位置するベトナムも、この流れに呼応して、ASEANなどの地域経済への、さらに進んでWTOなど国際経済への統合を進め、国際経済のダイナミズムに乗って将来における自国の経済発展を図る途を歩んでいる。(以下の2つの表参照)

ベトナム社会主義共和国の略史

<p>(1976~86年) 社会主義国家の 建設と挫折</p>	<p>親ソ路線 へ</p>	<p>1976年 南北統一、ベトナム社会主義共和国発足 1977年 国連加盟 1978年 カンボディア侵攻、米日等対ベトナム経済封鎖へ 1979年 中越戦争、ポートピープル続出 1986年 ドイモイ(刷新)路線採択(第6回共産党大会)</p>
<p>(1987年以降) 市場経済化によ る経済発展</p>	<p>全方位外 交路線へ</p>	<p>1987年 外国投資法成立 1989年 カンボディアから撤退 1991年 カンボディア和平パリ協定、対中国関係の正常化、 最大の援助国ソ連崩壊、全方位外交へ</p>
	<p>地域・国際 経済との 統合へ</p>	<p>1995年 WTO加盟申請、ASEAN正式加盟、対米国外交 関係樹立 1998年 ASEAN首脳会議開催、APEC加盟 1999年 中越陸上国境協定締結 2000年 中越トンキン湾領海確定協定締結 対ロシア(旧ソ連)債務削減で合意 クリントン米大統領訪越、北越通商協定締結 2002年 中国・ASEAN自由貿易協定締結包括合意 2003年 日越投資協定締結 2004年 アジア欧州会議(ASEM)首脳会議開催 2006年 APEC首脳会議開催</p>

出所：同上

## 基本政策の推移



出所：同上

### (3) 交通インフラの整備状況

ベトナムの交通インフラの整備状況は、現状では多くの問題を抱えており、その整備が緊急の議題となっている。

#### 道路

道路の総延長距離は、約 110,000km で、舗装率は約 26%と低い水準にとどまっている。幹線道路はほぼ舗装されているが、総じて幅員、舗装状況等、改善の余地が大である。主要ルートを概観すると以下のとおりである。

国道 1 号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 1 号線は、ハノイ～ホーチミン間(1,800km)をつなぐ縦断道路である。基本的には片道一車線で、大都市を通過する部分には片道 2 車線に整備されているところもある。</li> <li>・国道 1 号線の整備については、世界銀行(ハノイ～ヴィン間、ホーチミン～カントー間)とアジア開発銀行(ホーチミン～ニャチャン間)がそれぞれ借款を供与。日本も、ダナン～フエ間のハイパントネルの建設に対して借款を供与している。</li> <li>・ハノイ～ホーチミン間の国道 1 号線でのトラック輸送は、片道 3 泊 4 日かかっている。</li> </ul>
国道 5 号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 5 号線 (130km)は、ハノイ～ハイフォン間を通じる高速道路である。所要時間は、約 2 時間半程度。</li> <li>・ただし、コンテナを積んだトラックにはスピード制限があることから、ハイフォン港からハノイまで片道 4 時間程度かかる。</li> </ul>
国道 16 号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 18 号線(160km)は、ハイフォン港の補完港として建設中のカイラン港とハノイとを結ぶ道路であり、現在円借款で改良中である。</li> </ul>
東西回廊構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東西回廊構想は、ベトナム中部のダナン港とミャンマーのモーラミヤイン港を結ぶインドシナ半島横断道路(1,600km)の建設構想である。</li> <li>・現在建設中の第二メコン国際橋(2km、現在はフェリー)が完成すれば(2006 年を予定)、タイのバンコクまでは約 2,000km で陸路での到達が可能となる。</li> </ul>

資料：同上

#### ・鉄道

現在運行中の路線は、総延長 3,016km である。ベトナムの鉄道は、いずれも老朽化している上、単線、ディーゼル機関車のため時間がかかる。円借款でハノイ～ホーチミン間の 17 橋梁を架け換える工事を開始した(2010 年竣工予定)。主要な路線は以下の通りである。

ハノイ～ホーチミン線 (1,726km)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1976 年運行再開、老朽化で速度制限がある。ハノイ～ホーチミン間の運行列車数は 1 日 5 往復、所要時間は、最短で旅客 29 時間、貨物 60 時間。将来的には 24 時間を目指している。</li> </ul>
-------------------------	---



ハノイ～ド ン ダン 線 (164km)	・運行列車数は1日3往復、所要時間は、約6時間。このほかに中国の南寧、桂林、北京へとつながる国際列車が週に2往復。
ハノイ～ハ イフォン線 (102km)	・運行列車数は1日9往復、所要時間は、急行で約2時間。
ハノイ～ラ オカイ線 (294km)	・運行列車数は1日5往復、所要時間は、約10時間。このほかに中国の昆明へとつながる国際列車が週に2往復。

資料：同上

### 港湾

ベトナムの海岸線は8,260kmあり、全国に78の海港が点在している。そのうち次の8つが主要港である。

サイゴン港	・サイゴン港は、具体的には4港に分かれており、いずれも河川港で、2万トン級の船しか入れない。将来的には、8万トン級が入船できるように、ホーチミン市の南に、サイゴン港の外港として、カイレップ・チー・バイ国際港湾を建設中である【2010年竣工予定】。
ハイフォン港	・ハイフォン港も河川港であり、大型船は入れない。ハイフォン港第2期拡張工事を推進中で、浚渫、コンテナパース建設を行っている(2006年竣工予定)。
ダナン港	・ダナン(ティエンサ)港は、国内第3位の貨物量を取扱っているが、現在は大型船の入港が不可能なため、パース・防波堤・アクセス道路等を整備中である(2006年の竣工予定)。
カイルン港	ハイフォン港を補完する国際商業港とするため、北部ベトナム最初の深海港として建設され、2004年6月からコンテナ・ターミナルが開業した。
クアロー港	・中北部ゲアン省にある海港。
クイニョン港	・中部ピンディン省にある海港。
ニャチャン港	・中部カインホア省にある海港、ホーチミン市の北320kmに位置する。
カントー港	・メコンデルクを中心カントー省にある河川港。

資料：同上

### 空港

現在、国際空港は以下の3カ所ある。このほかに、カンホア省のカムラン空港国際空港

化計画やドンナイ省のロンタン国際空港建設計画がある。なお、ベトナムには、航空会社として、ベトナム航空とパシフィック航空の2社がある。(海外投融資情報財団 2006)

ノイバイ空港(ハノイ市)	・新国際空港開発計画がある。
タンソンニャット空港(ホーチミン市)	・新ターミナルビル建設に着手、供用開始は2006年末を見込んでいる。
ダナン空港(ダナン市)	

資料：同上

#### (4) 北部、中部、南部各地域の特色

南北に長いベトナムは、その歴史的、地理的、気候的要因に起因する発展形態の違いなどにより、北部、南部と2つの地域に分けて語られること、あるいは北部、中部、南部の3地域に分けて語られることが多い。

歴史的背景からいえば、19世紀以降でも、フランス領インドシナ下での解体(北部、中部、南部と異なった植民地体制下におかれた)、ジュネーブ協定調印による南北分割(北緯17線が軍事境界線に設定された)など、幾度か物理的に分断されてきた。1976年のベトナム社会主義共和国成立(南北統一)以前には、「北は社会主義体制」、「南は資本主義体制」と政治経済体制も異なりであり、南の方が市場経済体制導入基盤が整備されていたため、外資の流入状況についても、つい最近まで南が圧倒的にリードしてきた。また、北部の红河デルタと南部のメコンデルタは、ベトナムにおける農業生産高の約5割を占める穀倉地帯であるが、それぞれのデルタで培われた農民の特徴が、それぞれの地域の人々の性質に影響を与えているともいわれており、「我慢強く堅実な北部人」「おおらかでその日暮しの南部人」といわれる。

こうした歴史的な要因以外にも、地理的には中国に隣接する北部と、ASEAN(カンボジア)に隣接する南部、四季のある北部に常夏の南部、と対比して語られる事が多い。なお、北部は行政都市ハノイを中心に発展し、南部は、経済都市ホーチミンを中心に発展しており、両都市の関係を中国の北京と上海に例える事も出来る。

中部は、ベトナム第3の商業都市ダナンを中心に発展している地域であるが、北部と南部のそれぞれの発展を後目に開発が遅れている。地理的には、細長い地形に山脈が走っており、気候にも恵まれないことから、農業生産量の伸び率も低く、工業化の基盤も脆弱である。しかし、ベトナム政府も中部の発展を重要課題としていることや、東西回廊の開通などを起爆剤とし、今後の発展が期待されている。

## 2. ベトナムの国土政策関連計画システム

ベトナムにおいては、国土の空間的発展に関わる主要な計画体系として、社会・経済開発計画と都市・地域計画（建設マスタープラン、空間計画などと呼ばれるフィジカルプラン）のふたつが存在する。前者は計画・投資省、後者は建設省がそれぞれが所管する。ほかに国土政策に関係するものとしては、資源環境省所管の土地使用計画（2003年の土地法改正以降実施）、工業省の産業計画等の部門別計画があげられる（参考資料2）。

### （1）社会・経済開発計画

#### 社会・経済開発政策の推移

国家の社会・経済開発政策文書としては、「社会・経済開発10ヵ年戦略」（10ヵ年戦略）と「5ヵ年計画」がある。現行のものは、2001-2010年を計画期間とする第二次10ヵ年戦略と2006-2010年を計画期間とする「社会・経済開発5ヵ年計画2006-2010」（第8次5ヵ年計画）である。

ベトナムにおける社会・経済開発政策の推移を整理すると以下の通りである。

ベトナム 社会主義 共和国建 国以前	1955-1960	- 北ベトナムにおける戦後経済復興計画（1955-1960）と経済転換・開発3ヵ年計画（1958-1960）の策定、審議、実施
	1961-1965	- 第1次社会経済5ヵ年計画：重工業の発展、大規模建設プロジェクトに重点をおいた北部の工業化の実施に注力
	1966-1975	- 戦時開発計画（1966-1975）：北部の戦時経済開発計画を策定。これは南部への物流支援だけでなく人員補充計画でもあった
同建国以 降	1976-1985 【ドイモイ政 策採択以前】	- 第2次5ヵ年計画（1976-1980）：社会主義の技術的基盤の確立、新しい経済構造の構築、人々の居住水準の改善 - 第3次5ヵ年計画（1981-1985）：農業、輸出、生産物の消費の促進
	1986- 【ドイモイ政 策採択以降】	- 第4次5ヵ年計画（1986-1990）：総合的経済革新プログラム - 社会経済の安定化と開発戦略1991-2000：社会主義に至る過渡期の基本戦略および方向付け*1 - 第5次5ヵ年計画（1991-1995）：経済成長の安定 - 第6次5ヵ年計画（1996-2000）：経済成長水準のさらなる向上のための資源の効果的な活用と開発 - 社会・経済開発戦略2001-2010：2020年を目途に先進工業国となるための基礎を築き、社会主義路線に沿った工業化・近代化を加速するための戦略*2 - 第7次5ヵ年計画（2001-2005）：安定した成長、工業化・近代化事業の推進、経済構造・就業構造改革、経済競争力の強化、対外経済拡大、貧困撲滅、経済・社会インフラ強化、社会主義に沿った市場経済体制形成*3 - 第8次5ヵ年計画（2006-2010）：経済成長率の引き上げによる迅速で持続的な発展への転換の達成、国の低開発状態の速やかな脱却*4

資料：\*1 参考資料3、 \*2 参考資料4、 \*3 参考資料1、 \*4 参考資料5

上記以外は本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」

### 社会・経済開発計画の策定主体と役割

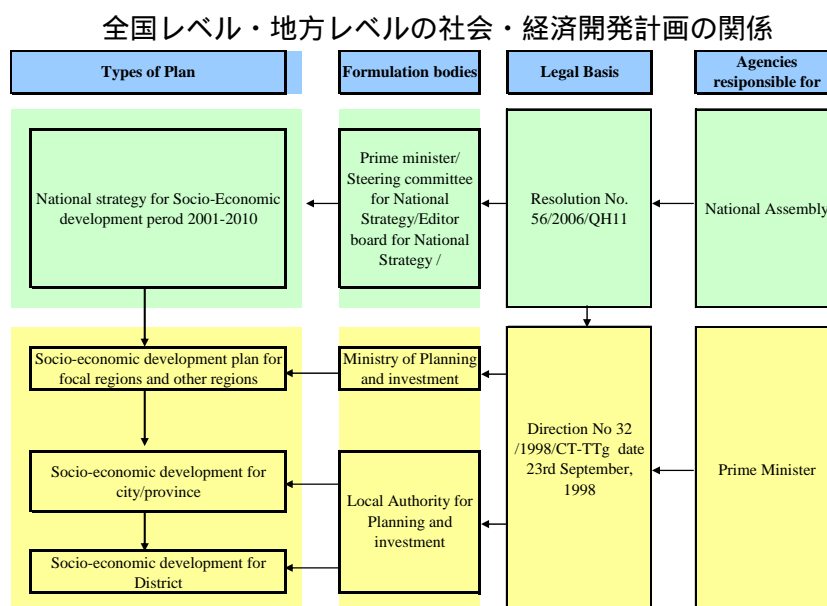
社会・経済開発計画は政府と党の公式協議の後に決定される。10 カ年戦略、5 カ年計画とも、その案の作成には計画・投資省所管の開発戦略研究所（DSI）があたる。DSI の説明によれば、これらの計画は国家の発展について幅広い視点から立てられるマスタープランであり、より具体的な計画（都市計画や産業計画はそれにあたる）は、これらのマスタープランに従ったものでなければならない（参考資料6）。

10 カ年戦略が作成されるようになったのはドイモイ以降であるが、5 カ年計画は、長らく、ベトナムの戦略計画を構築する大切な支柱であった。5 カ年計画は、具体的には次のような役割を持つ、といわれる。（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）

- 国家社会・経済計画は、5 年ごとの国家の基本計画として作成されてきている。
- 国家社会・経済計画は、国内・国外から投資を呼び込むための基礎となっている。
- 国家社会・経済計画は首相が決定する地域の社会・経済計画の重要な基本となっている。
- 全国にわたり段階的にインフラ網を構築している。

省（province）レベルでは、計画・投資局（DPI）が主導的役割を持つ。ボトムアップ・アプローチが採用されており、地方政府（村（行政村。社とも訳される）県、省）が上位レベルの政府に提案を提出し、そこでまとめられ、最終的には計画・投資省（MPI）に提出されて、国土全体について統合されることになる。これまで、5 カ年計画では、国土全地域、および全経済生産部門に対する目標と詳細な生産目標が示されてきた。計画のベースとなっている経済、社会、貧困に関するデータや予測の基礎として用いられたデータは、政府の情報ソースによるものである。

下図は全国レベルの 10 カ年戦略と、地域レベル（特定地域、省、市、県）の計画の制度的位置づけを整理したものである。（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）



出所：本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」

ひとたび5ヵ年計画（国レベル、地方レベルとも）が承認されると、それは各省庁・地方政府からの毎年の予算提案の基礎となる。（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）五ヵ年計画の中には国家予算についての部門別配分額や地域別配分額が記述されており、国の機関や各省（Province）は、その配分を踏まえた開発計画やプロジェクトリストを用意する。なお、五ヵ年計画の計画目標は金額ベースであらわされているが、その目標額中の国家予算の割合は約20%に過ぎない。残りは外資の投資、ODA、証券・金融市場での資金調達等を見込んだものであり、希望的な目標値である。すなわち、五ヵ年計画の目標値のうち、確実性を持って実行しうるのは、自前資金の20%である。DSIの説明によれば、確実性の高いこの国の予算分は、整備が欠かせないインフラや、社会的な問題を解決するプロジェクトなどを実施するための所要資金として使われるという（以上、参考資料6）。

## （2）都市・地域計画（建設マスタープラン、空間計画）

### 都市・地域計画制度充実への取り組み

ベトナムの都市・地域計画は、各種関連法令を寄りどころに立案・実施されてきたが、様々な法令を参照する作業は煩雑であった（参考資料2）。こうした状況を改善するとともに、都市・地域計画（建設マスタープラン、空間計画）の制度的な位置づけを明確化するものとして、近年注目すべきふたつの出来事があった。それらは以下のものである。

- この種の計画としては初のこととして、1998年1月23日、首相が「2020年までの国家総合都市開発計画」（NCUDP、政令第10/1998/QD-TTg号）に承認の署名をした。（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）
- 国家主席が2003年11月26日、建設法を公布した（施行は翌年）。この法律の第1章、第2章が計画に関する規定であり、うち第2章が建設マスタープラン（言い換えると、都市・地域計画もしくは空間計画）についてのものである。第2章中の第12条で、建設マスタープランの三体系、すなわち、地域建設マスタープラン、都市建設マスタープラン（都市建設のための基本マスタープラン、都市建設のための詳細マスタープランを含む）、農村集落の建設にかかるマスタープラン、について規定しているほか、計画の策定手続きや策定主体などについて、この章に定められている。（参考資料2、7）

しかし、この建設法の施行、ならびに関連する法令の整備（2005年）によっても、都市・地域計画システムは制度改善の余地がある。それは、建設法では都市の定義がされておらず、別途政令第7号を見なければならない、また、同法には移転補償の規定がなく、それは政令第178号を見なければならないといったように、他の様々な法令を参照しなければならない、という問題がまだ解消されていないためである。また、ベトナムの都市・地域計画関連法令には計画を遵守しない場合の罰則規定が設けられていないため、法的拘束力に乏しいといった問題もある。こうしたことから、建設法第2章を都市計画法として独立させ、あわせて規定の充実を図ろうという考え方があり、その法案が策定途上にある。（参考資料2）

## 都市・地域計画の策定機関と策定概況

行政の権限の観点からみると、建設省あるいは省・市の建設局が都市・地域計画（マスタープラン、あるいは土地利用計画）を所管している（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）。建設省は、ベトナム国内の全ての地域計画実施を指揮する責務を有し、現状において以下の取り組みを行っている（参考文献 7）。

- 複数省にわたる地域計画：経済開発地域（北部内陸および山岳地域、紅河デルタ地域、南東部地域、メコンデルタ地域）について作成している
- 省地域計画：64 の省若しくは都市（中央政府が直轄するもの）のうち 40 が作成され、その他については現在準備中
  - 複数県にわたる地域計画：近く世界自然遺産として認定されるバビ湖地域について作成することが提案されている
  - 県地域計画：省の地域計画を具体化するため作成されることになっている
  - 大都市地域計画：最も大きな大都市地域計画は首都ハノイとホーチミンを対象にするもの
  - 特定経済地域計画：北部主要地域、中部主要地域、東部主要地域

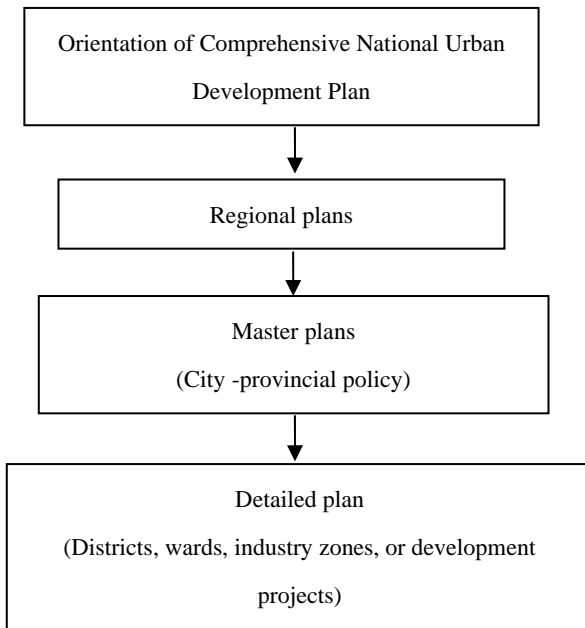
ベトナムの中央政府が現在直轄しているのは、64 の省若しくは都市である。ベトナムの地方自治体には現在、10 の計画機関と 30 近い計画研究組織（機関として認められるだけの要件を満たしていないもの）が存在しているが（参考資料 7）、ほとんどの計画は、都市農村計画研究所(NIURP)またはその姉妹機関（南部に所在）が準備している。いずれも建設省の所轄機関である。（以上、「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）。

ベトナムの都市・地域計画の策定における NIURP の果たしてきた役割は大きく、ベトナムの都市・地域計画は NIURP とともに生まれ、歩んできたとも言われる。NIURP は 1956 年、建設省都市課として設立された。その後 50 年間、450 名以上の都市計画プランナーが、地域計画、都市計画、都市詳細計画、農村計画といった多数の計画プロジェクトに取り組んできた。現在、ハノイの NIURP 本部に 310 名、ホーチミンの分室に 110 人、ベトナム中部地域のダナン市に約 30 名が勤務している（参考資料 7）。地方の 10 の計画機関にも職員を出向させ、計画づくりの支援を行っている（参考資料 2）。

## 都市・地域計画の体系と他計画との関係

都市・地域計画は、詳細性に関して、指針計画（国土政策）、地域計画、総合計画（省または市）、詳細地区計画（県、区、工業地区、開発プロジェクト）の 4 つのレベルで策定される。ほとんどは、西欧の土地利用計画のように許可するというよりも、特定の立地における特定の土地利用に対して規範的な計画である。（下図および「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）

### Physical Planning system



出所：本報告書「各国の国土政策

の概要 - ベトナム - 」

都市地域に適用される計画には、社会・経済開発 部門別開発 空間デザイン（または建設、マスタープランとも呼ばれる）という、それぞれ異なる省庁によって所管される3種類の計画がある。（下図表および「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）

#### 都市部に適用される3タイプの計画

社会・経済開発計画	社会・経済開発計画は、開発戦略であるが、具体的な開発・投資の目標を設定し、部門別計画（交通、産業、教育、福祉など）を含む提案を（しばしば優先順位を示さずに）統合する役割も持つ。社会・経済開発計画や、地区やコミューン、より上位レベルで併せたものも含めて、政府の全てのレベルで作成される。
都市・地域計画	都市・地域計画（フィジカルプラン）は、省、市、県、あるいはさらに詳細な開発地区におけるにおける土地利用、建築、インフラの空間的配置の提案を示すものである。ベトナムにおける都市・地域計画は英語では「空間計画(spatial plans)」、「マスタープラン(master plans)」あるいは「建設計画(construction plans)」と様々に訳されるが、これらの用語は同義である。
部門別開発計画	部門別開発計画は、個々の部門（水供給、都市交通、国有企業、産業など）の成果に対して、目標と戦略を示したものである。

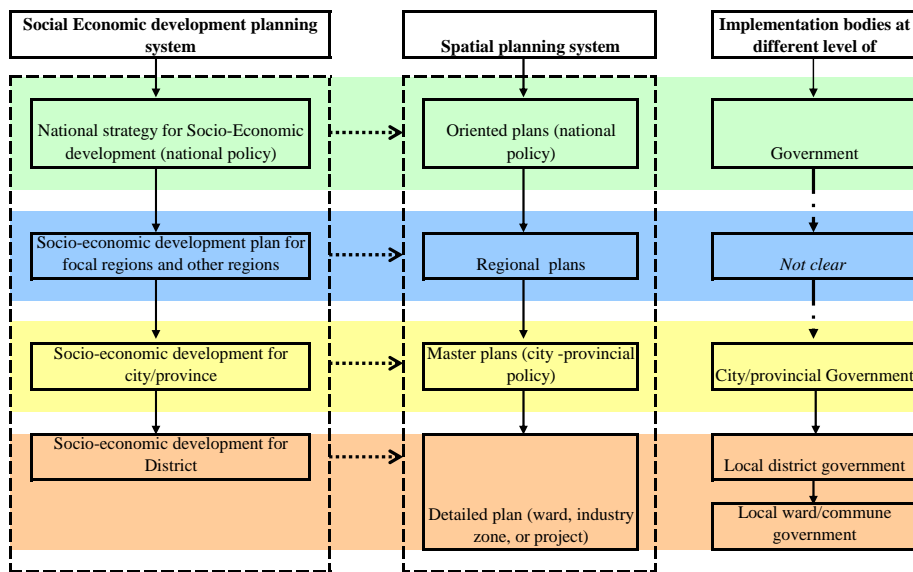
出所：本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」





出所：本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」

異なるレベルの行政組織間の計画調整システムの原則



出所：本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」

都市・地域計画が社会・経済計画に従うという意図された連続性は必ずしも確保されていない。実際、都市・地域計画は物的・空間的構成要素を与えるものであるから、社会・経済計画や部門別計画よりも長期の計画であることが求められている。この連携の欠如はおそらく、計画機関が経済・社会的側面を見過ごしがちである一方、社会・経済計画のプランナー（計画・投資省の傘下にある）は投資プログラムの空間的・環境面での関係を見落としがちだからであろう。その結果、都市・地域計画はあまりに抽象的で“現実世界”に対する配慮が不十分である。社会・経済計画と都市・地域計画との間の連携が不十分で

あることは、中央・地方組織の権限の重複の問題とも関連している。これらは、プロジェクトの評価と承認の手続きが複雑である（投資を行うためには14の異なる正式な認可が必要であり、取得するのに1年以上を要する）、機関の間で情報を共有することが困難である、職員は財政・経済分析など正確なプロジェクトの見積もりを実施できる教育を受けていない（人的資源の不足）、といった問題を含んでいる。（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）

ベトナムの都市・地域計画体系は見直しの途中である。新しい土地法と建設法があり、その実施に関わる一部を規定する計画令を組み入れることになる。また、社会・経済計画の手続きを修正する政令も提案されている。このことは、計画および都市管理の制度の改善に政府が関与していることを示すものである。（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照）

#### 大都市圏計画導入への歩み

北ベトナムの独立後にベトナムの都市計画への取り組みがスタートし、首都ハノイがその最初のプロジェクト対象に選ばれた。1956年に最初の計画づくりに着手して以降、ドイモイが導入されるまでに幾度か計画が立てられたが、それらは概して、計画対象区域を主に紅河南側（ハノイ市街側）に限定し、計画人口を100～150万人程度とするものであった。しかし、以下にみるように、ドイモイ後は、それ以前と異なり、計画対象を紅河兩岸に広げ、人口も数百万から一千万人規模とする大都市圏計画の考え方が導入されてきた（「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」のハノイの都市計画の変遷参照）。

- 1992-1998年：経済革新を経て、都市の急速な開発に対応した計画が求められた。1998年策定のマスタープランは2020年の人口を450万人として計画された。都市は紅河兩岸における開発に向けて計画された。この計画は現在、更新・調整が検討されている。
- 2003年：政令第118/2003/QD-TTg号に基づいて、ハノイ大都市圏（首都圏）における計画および投資に向けた計画委員会が初めて設立された。ハノイ大都市圏はハノイ市と周辺の7省を含む13,377km<sup>2</sup>、1205.2万人の地域である。

現在ベトナムには、日本の広域地方計画に相当するスケールの地方空間計画が6つあるが、その中で最も大きなテーマとなっているのはハノイの首都圏計画である（参考資料2）。

また、政府の大都市圏計画重視の姿勢は、ハノイに止まらない。ハノイ大都市圏（グレーター・ハノイ）とともに、ホーチミン大都市圏（グレーター・ホーチミン）の計画づくりのため、副首相が座長を務めるハイレベルのステアリング・コミッティが2005年設立されている。これら的大都市圏計画は、基本的に空間計画的側面に焦点を当てたものとしてスタートした。（参考資料8）

### 3. 国土政策に関わる現行の計画・制度の内容及び政策課題

国家の空間的発展にかかる現行計画・制度の内容ならびに地域政策上の課題について、社会・経済計画、都市・地域計画のふたつの体系別にまとめた。

#### (1) 社会・経済計画

「社会・経済開発戦略 2001-2010」におけるインフラ及び地域の開発戦略

「社会・経済開発戦略 2001-2010」の基本目標

「社会・経済開発戦略 2001-2010」は、第7回共産党大会において、前10ヵ年戦略である「社会経済の安定化と開発戦略 1991-2000」(第7回大会で採択)を評価し、採択したものである。社会主義路線に沿った急速な工業化と近代化により、概ね2020年までに先進工業国(industrialized country)となるための基礎を築くための戦略である。(参考資料4)

この10ヵ年戦略の全体目標は以下とされている。(参考資料4)

「我が国を低開発の状態から脱却させる。国民の物質的、文化的、精神的生活を著しく向上させる。また、2020年を目途にベトナムを近代的工業国にするための基礎を築く。人的資源、科学的・技術的能力、インフラを確保するとともに、経済上・安全保障上の能力を強化する。社会主義に根ざした市場経済制度を根本的に確立する。そして、国際社会における我が国の地位を高める。」

#### 交通インフラ整備の方針

交通インフラ整備方針は以下とされている。(参考資料4)

「道路に関しては、国道1号線の改良およびホーチミン・ハイウェイの建設を完了させる。国境道路、環状道路、重要な開発中心地がある様々な地方を結ぶ道路、主要な橋、大メコン地域の国々とベトナムを結ぶ道路に留意しながら他の国道を改良、建設する。年間を通じた円滑な交通の確保に留意し、農村部での輸送を含む各地域における輸送システムを開発、改良する。既存の鉄道網を改良し、経済活動の中心地に通じる新たな鉄道網を整備する。全国的な海港システムと地方港湾のネットワークを、計画通り完成させる。造船・修理船産業に関連させながら、河川輸送システムを整備するとともに、海上輸送能力を向上させる。国際空港を近代化し、国内空港を改良する。」

#### 地域開発の方針

全体的な地域整備の方針については以下のように述べられている。(参考資料4)

「すべての地域とゾーンの個々の発展優位性の発揮を促し、開放経済体制に沿うとともに国内・外の市場の需要に関連づけた強みを打ち出す。国は、経済重点地域が急成長の原動力としての役割を果たすよう重点的な取り組みを継続するとともに、成長に困難を抱える地域の発展を可能にする対策と投資に、一層的確に取り組む。全国並びに地域、省、市に

共通する同型の開発計画策定を完了し、生産、商取引、投資、技術支援、人的資源における直接統合を構築する。様々な地域とゾーンにおける社会・経済開発ニーズを満たすため、に国民の教育水準を引き上げ、人材を教育する。社会・経済開発を、環境の保全と整備ならびに防衛・安全保障と密接に結びつける。」

次いで、以下のとおり、都市地域、低地農村地域、内陸・山岳農村地域、海洋・島しょ地域、の4区分で地域整備の方針が示されている。(参考資料4)

都市地域	各地方・地域における行政、経済、文化の中心的役割の発揮を促すとともに、工業化・近代化のプロセスを速やかに進め、工業およびサービスを強力に発展させ、知識集約型経済の発展の道を切り開く。大都市の周囲の近代的農業地帯を確立する。2～3の大都市と多くの中都市、小さな町の群体系で構成される都市ネットワークの合理的な配置を様々な地域で計画するとともに、山岳地帯での都市開発に注意を払う。計画通り、期を違わずにインフラの建設、改良を行う。都市の計画および管理を日常業務化し、主要都市の緑化、美化、品格向上を漸次進める。清潔で文明的にする。すべての主要都市における長期、合理的な交通計画策定成を完了するとともに、大都市での交通渋滞を克服する。十分な上水供給、ならびに下水と廃棄物の処理を確実にを行うとともに、急場しのぎのバラック住戸を排除する。社会的悪習を退け、健康的で文化的、精神的に豊かな生活を育む。
低地農村地域	水稲、野菜、果物、畜産を基礎にした多様な環境保全型農業を開発するとともに、製品の生産、加工、保管、マーケティングに科学的かつ技術的な進歩を幅広く活用する。必須の回線として、電化を完了し、機械化を達成する。単位面積あたりの農業収入を迅速に向上させる。大量の労働力を製造業およびサービス業に移行させる。中小製造業、手工芸品、手工芸品村、農林水産物加工製造・サービス業を強力に発展させる。
内陸・山岳農村地域	長期作物、畜牛、加工産業を力強く発展させる。森林資源を保護、育成する。定住耕作と定住集落形成を確実に遂行し、安定させる。社会・経済基盤の構築と資源開発の効率化の観点から、人口と労働力を計画的に移動させる。農業経済を発展させる。低地農村地域との開発格差を縮小させる。奥地、辺境地、国境地帯、および国境門付近の社会・経済開発の優遇施策を定める。
海洋・島しょ地域	海洋及び島しょの経済開発戦略を策定し、100万平方キロメートル以上にわたり大陸棚が広がる特色を活用する。海洋経済開発に関する枠組みおよび計画の根拠として、基礎調査を強化する。海産物の養殖・開発・加工の活発化、石油・ガスの探査・採取・精製の実施、造船と海上輸送の強化、観光産業の拡大、環境保護、海洋への接近の積極化と領海管理に取り組む。海洋及び沿海の経済を総合的に発展させ、河口および海港を最大限に活用して高度に発展した地域を形成する。これにより、他地域を刺激する。開かれた海洋に向けて前進するための後方支援基地を、多くの島に建設する。経済開発を海洋安全保障と密接に結びつける。

さらに、北から順に、北部(北部内陸および山岳地域) 紅河デルタ、中部(北中部および中部沿海地域) 中部高原、南東部、メコンデルタの6地域に分け、地域ごとの整備方針が述べられている。次ページ以降の6つの表は、各地域について、ア)10カ年戦略での記述(参考資料4)、イ)現5カ年計画での記述(参考資料5)、ウ)現5カ年計画期間中の主要整備方針についてのDSIでのヒアリング結果(参考資料6)を整理した

ものである。10ヵ年戦略での記述の中には、以下の3つの経済重点地域の開発戦略についても記されている。

- 北部の経済重点地域：ハノイ、ハイフォン、クワンニン
- 中部の経済重点地域：フエン、ダナン、ズンクワット
- 南部の経済重点地域：ホーチミン、ドンナイ省、バリア・ブンタオ省

なお、前10ヵ年戦略では、現戦略の6地域ではなく8地域の区分がされていた。「北部」が「北西部」と「北東部」、「中部」が「北中部」と「中南部沿海」にそれぞれ分かれていたが、現10ヵ年戦略の策定過程で、北西部と北東部、北中部と中南部沿海にはそれぞれ地域性やめざす発展方向で類似性があるという評価がなされ、それぞれ1ブロックにまとめられた。3つの経済重点地域は、前戦略から現戦略にそのまま引き継がれた。(参考資料6)

北部（北部内陸および山岳地域）	
「社会・経済開発戦略 2001-2010」での記述	<p>加工産業と共に、工芸作物、果樹、薬用植物、特別な樹木、畜牛を活発に育成する。ダー川（黒河）上流に森林保護地域および工業原料と坑道用支柱のための森林地域を設ける。</p> <p>ソンラー水力発電所の調査および建設を迅速化する。輸出向け加工に留意しながら、資源開発産業と鉱物、農産物、木材品の加工産業を発展させる。北部の主な経済地域へつながる国道18号線沿線に、多くの主要産業拠点を形成する。様々なタイプのサービス産業、特に商業を短期間に育成する。ハノイと国境地帯を結ぶ軸を強化し、国境地帯環状道路およびフィーダー道路を完成させる。小規模の水力発電所と併せ、小規模の水資源管理プロジェクトを展開し、高地住民に対する上水と電気の供給を実現する。中心的な主要都市心および工業団地に接続する主要都市を開発する。</p> <p>国境門付近の役割を高め、国境門経済を発展させる。少数民族の人々の生活水準の改善と共に、民族性、持続性のある定住耕作と定住生活に関する適切な施策を実施する。</p>
「社会・経済開発5ヵ年計画 2006-2010」での記述（全体目標）	<p>飢餓根絶と貧困解消のために北部および中部の山岳地帯の社会・経済開発を迅速化し、国内諸地域間の生活条件や社会的進歩の格差を縮めるとともに、土壌、気候、鉱物資源、水力発電、国境門への近接性といった各地域の優位性を経済発展のために活用する。地域の開発需要に応えるために社会・経済インフラを大幅に改善し、国境地帯への人々の帰住促進事業を完結させ、少数民族人々の文化的アイデンティティの保護と育成を行い、人々の物質的・精神的生活を改善し、社会・経済開発を環境保護や国家の安全・防衛の確保と連携させる。</p>
現5ヵ年計画期間中の主要整備方針（DSIヒアリング結果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発の重点は交通インフラ、特に最優先は基幹道路（例えば、ハノイ - ラオカイ間を高速道路に、ハノイ - ランソン間の高速道路、ハノイ - ソンラー間の国道6号線、ハノイ - カオバン間の国道3号線、山岳部の開発整備に資する3本の環状線）</li> <li>・地域ポテンシャルを生かす水力発電、鉱物資源生産、森林保護とあわせた工業生産に必要な植物の栽培、ラオス・中国との国境貿易促進</li> </ul>

紅河デルタ	
「社会・経済開発戦略 2001-2010」での記述	<p>経済および労働の構造を大幅に変え、多数の農業従事者を工業やサービス産業へ従事させ、また他の土地へ移住させる。</p> <p>多様な換金作物を生産する農業を発展させる。主食と共に冬作物の栽培に便宜を与え、野菜、果樹、肉、花卉に特化した地域を設けるとともに、養殖漁業を拡大する。加工業及び農機械工業、産業・サービスが集まるクラスターやセンター、田園の中の工芸村を精力的に開発する。</p> <p>経済重点地域において、工業団地やハイテクゾーン、輸出産業、電子・情報科学産業、多数の造船・冶金・肥料製造者向け機構的施設を開発・整備するとともに、全国レベルおよび地方レベルの研修、科学、技術、商取引、健康、文化、観光のセンターを整備する。</p> <p>全ての国道軸、ハイフォンやカイラン地域の海港、空港をはじめとしたインフラを完成させ、改良する。</p>
「社会・経済開発5ヵ年計画 2006-2010」での記述（全体目標）	<p>紅河デルタを文化・経済・社会開発において高度に発展した地域として築き上げ、地域的ならびに国際的な交易や協力の中心地としての存在感を主張するとともに、他の地域、特に北部内陸および山岳地域の開発を支援する。</p>
現5ヵ年計画期間中の主要整備方針（DSI ヒアリング結果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存のインフラの近代化（ハノイとハイフォンの道路の拡張、南北の高速道路・南北高速鉄道の整備（日本の支援要請中））</li> <li>・ 北部経済重点地域内での一般産業・サービス産業の立地促進</li> <li>・ 紅河デルタから昆明等中国南部に至る地域の中核港としてのハイフォン港・カイロン港の整備</li> <li>・ 開発の比較的遅れた紅河南部地域でのナムディン市を中心とした都市開発による外資の誘致（一般産業・サービス業）</li> </ul>

中部（北中部および中部沿海地域）	
「社会・経済開発戦略 2001-2010」での記述	<p>海洋経済の優位性を高め、南北交通軸、アジア縦断・横断道路、海港を効果的に活用する。国境門付近や交通軸沿いに、臨海工業ゾーン、商工業総合ゾーン、経済特区を整備する。石油精製産業、石油化学産業、建設資材産業、各種加工・生産産業、多様なサービス産業を発展させる。妥当なスケジュールで、計画通り多数の大水深港を建設する。ズンクワット・チューライ経済特区の建設を促進する。フエ、ダナン、ホイアン、ニャチャンを結ぶ軸上地域を中心に、地域全体で、史跡と景勝地を有する利点を活かした海洋・沿海観光開発を促す。</p> <p>厳しい自然条件に適合した農業開発を行い、加工産業と併せ、工芸作物、果樹、畜牛を急速に発展させ、造林を押し進める。生産および人口の再配分による対応を含め、大規模な洪水や干ばつなどの自然災害によって生じた損失を軽減するための対策を講じる。全海岸域沿いの社会・経済開発を、環境の保護・増進に結びつける。国西部に存する資源を効果的に開発し、洪水対策用、あるいは水力発電用の貯水池の建設に目を向ける。</p> <p>ラオスやカンボジアとの効率的な経済協力を、特に国境地帯に注目して進め、北中部および中部沿海地域と中部高原を結びつける条件を徐々に整える。</p>
「社会・経済開発5ヵ年計画 2006-2010」での記述（全体目標）	<p>北中部および中部沿海地域が早期に国内他地域の発展状況に肩を並べ、国際的な交易や協力における全国的な重要拠点のひとつとして成長すべく、地域の社会・経済開発を促進する。地域住民の物質的、文化的、精神的生活を抜本的に改善する。自然災害の影響を最小化する。政治的安定、社会秩序や安全を維持し、国家の安全保障を確保し、環境を保護する。</p>
現5ヵ年計画期間中の主要整備方針（DSIヒアリング結果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東西回廊（ミャンマー・タイ・ラオス～ベトナム中部内陸～海に至る経路）の出口となる沿海部に数多くの経済特区を整備し、外資の導入を図り、都市化を通じた地域開発のコアとしたい。中部の沿海部には東西回廊の出口に大深度港湾ができる可能性のある場所が多くあり、その立地を活用する。</li> <li>・経済特区には国が重点的にインフラ整備するが、全般にインフラ整備が遅れているこの地域で多くの経済特区を同時に建設するのは困難であることから、ギソン、ブンアン、チャンマイ・ランコー、チューライ、ズンクワット、ニョンホイ、バンファン各経済特区を中心とした開発に優先的に取り組む。これらの経済特区の開発には、すでに首相の承認が得られている。</li> </ul>

中部高原	
「社会・経済開発戦略 2001-2010」での記述	<p>中部高原は加工産業と一体化した大規模な農産品や林産品の生産、エネルギー産業および鉱業の発展に優位性を持ち、国全体の社会・経済および安全保障の観点から戦略的に重要な位置を占める。中部高原が経済的に豊かとなり、国家の防衛と安全保障面で堅固さを備え、究極的に牽引力のある経済地域となるための戦略と計画を策定する。</p> <p>主として集約農業、輸出市場向けの工芸作物(コーヒー、ゴム、紅茶、綿等)、畜牛、造林と保全、薬用植物、特殊な樹木、農林産物加工産業を早急に発展させる。水資源保護のための貯水池と併せ、大規模および中規模の水力発電所を開発する。ポーキサイトの開発、加工を行う。製紙業を発展させる。沿海地域へつながる軸と交差する道路を改修し、効率的に機能させる。隣接するラオスおよびカンボジアとの経済・商取引・サービス面での協力を発展させる。投資を誘引し、計画に沿って人口と労働力を配置するための施策を導入し、住民の教育的・技術的レベルを引き上げる。適切な民族政策を実現し、現実に少数民族の人々の物質的および文化的な生活水準を改善する。</p>
「社会・経済開発5ヵ年計画 2006-2010」での記述(全体目標)	<p>中央高地の土地、地理的位置、自然条件、戦略的位置を最大限活用し、経済、政治、文化、社会、国防・安全の観点からの総合的、持続的な方法による当該地域の開発を促進する。そして、中央高地を、発展の原動力となる地域に徐々に成長させていく。効果的かつ総合的な加工産業と結びついた森林と工芸作物の開発を、この地域を発展させ、国防経済特区の建設を強化するための重要な打開策とみなす。経済構造の変化と雇用の創出に大きな重点を置く。天然資源の効率的な管理を通じて環境を徐々に改善・保護し、飢餓解消と貧困削減につながる早期の経済成長を促すため、地域住民、特に辺境の経済的に困難な地域に住む少数民族の生活水準を改善する。</p>
現5ヵ年計画期間中の主要整備方針(DSI ヒアリング結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホーチミンルートへのインフラとしての活用</li> <li>・ コーヒー、ゴムなどの生産の拡大</li> <li>・ ラオス、カンボジアとの関係を踏まえたインフラ整備(各国政府共同で日本政府にも協力要請していく)</li> <li>・ ポテンシャルを生かした水力発電の拡大、発展見込みのある農産物加工やアルミ生産の推進</li> </ul>



南東部	
「社会・経済開発戦略 2001-2010」での記述	<p>商取引、輸出、通信、観光、金融、銀行、科学、技術、文化、研修のセンター群を南部に設立し、それらのセンターが当該地域および国全体に与える役割を高める。石油・ガス開発産業を振興するとともに、それをもとに生産される電気、肥料、化学産業を振興する。工業団地、輸出加工区、ハイテクゾーンを完成、改良する。各省の産業を発展させ、大都市への過集中を避ける。</p> <p>工芸作物(ゴム、コーヒー、カシューナッツ、サトウキビ等)、果樹、畜産業、畜牛を積極的に発展させるとともに、加工産業と連携する特別農業地域を設け、メコンデルタからより労働力を吸引する。</p> <p>地域的、ならびに国際的に接続する国道を改善するとともに、多数の海港および空港の改修、建設を行う。工業団地に接する開発軸に沿って市街化を誘導する。都市の交通、上水、下水のシステムを充実させ、環境汚染を克服する。</p>
「社会・経済開発5ヵ年計画 2006-2010」での記述(全体目標)	<p>南東部のポテンシャルと優位性を最大限に活用すべく、可能な限りの全ての資源を結集し、当該地域が急速かつ持続的な開発の中心地のひとつ、工業化ならびに工業・交易・サービス・高成長観光産業の先導的地域とする。環境保護、政治的安定性、確かな国防に効果を及ぼす、社会的、文化的開発を行う。メコン・デルタや中部各省など地域外に広範に影響を与えるこの地域を、他国との貿易や経済協力における効果的な結びつきを促す地域、ならびに国の社会・経済開発のための重要な経済地域として成長させる。</p>
現5ヵ年計画期間中の主要整備方針(DSIヒアリング結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のインフラの近代化(この地域とメコンデルタ、中央高原を結ぶ基幹道路の拡張、プノンペン - ホーチミン - ブンタウを結ぶ国際ルートの整備)</li> <li>・都市化の弊害としての交通渋滞等への対応</li> </ul>

メコンデルタ	
「社会・経済開発戦略 2001-2010」での記述	<p>国内最大の米・農産物生産・輸出地域としての役割を發揮し続けるとともに、換金作物、野菜、果物、畜産物、養殖の生産を強力に増やし、質を引き上げる。農業関連加工・エンジニアリング産業、小規模産業、手工芸産業、サービス産業を開発する。南西部においてガスを基盤とする産業クラスターを確立する。経済構造を強力に転換させ、工業およびサービス産業における雇用比率を高める。</p> <p>道路網と河川輸送網を完成させる。南部の輸送網を開発するために、国道 1A 号の改修および拡幅を行い、南西部の交通体系を發展させるべく新しい軸を多数整備する。各省の町に通じる国道を改修する。ホーチン川に架橋を建設し、この路線に沿って十分な数の橋を確保する。県間道路および農村部輸送網を整備し、「猿橋」(訳注 ベトナムの田舎の川にかかり、ゆれの大きい弱い竹の橋)に代わる堅固な橋を建設する。河港を完成させ、空港を改修する。毎年の洪水管理や塩類化防止性能に適合した人口集中地区群とインフラを計画、建設する。</p>
「社会・経済開発 5 カ年計画 2006-2010」での記述 (全体目標)	<p>戦略的な地理と優位性を最大限活用するため、可能な限りの資本を結集することで、工業化と農業・農村の近代化を促進し、大規模かつ専門化した商品作物生産地域としての地位を確立する。メコンデルタを、高度で、効果的、持続的な経済成長を続ける国家の枢要な経済ゾーンのひとつとして發展させる。全国水準に並ぶよう社会・文化条件を改善し、地域住民、とりわけクメール人や洪水危険地帯居住者の精神的、物質的生活を向上させる。社会・経済開発を、環境保護、政治的安定、社会保障と国防の確立に密接に関係させる。</p>
現 5 カ年計画期間中の主要整備方針 (DSI ヒアリング結果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内最大の農水産基地としての更なる發展(米の単位収量向上など)</li> <li>・遅れたインフラ整備の推進(国道一号線およびホーチンルートの遠心、沿海部基幹道路の整備、堤防・遊水地など洪水対策の推進)</li> <li>・フーコック島(シンガポール同等の規模を持つ島)の観光開発、開放経済特区としての整備推進(すでに首相の承認済)</li> <li>・カーマウ周辺での火力発電所建設(海底油田の天然ガス活用)</li> <li>・マングローブの保護とあわせた水産物の養殖</li> </ul>

「社会・経済開発5ヵ年計画2006-2010」(第8次5ヵ年計画)における地域の開発戦略  
「社会・経済開発5ヵ年計画2006-2010」の位置づけ

この計画の位置づけ、役割については、以下とされている。(参考文献5)

「社会・経済開発5ヵ年計画2006-2010は第9回ベトナム共産党大会で発表された社会・経済開発のガイドラインの実施を成功させるため、極めて重要な役割を果たしている。計画期間は、社会経済開発10ヵ年戦略(2001年-2010年)の実施の後期5年間にあたるものであり、2020年を目途にベトナムを先進工業国とすべく、社会主義に根ざした工業化と近代化のプロセスを加速することをめざす、この戦略の実施を継続するものである。社会・経済開発5ヵ年計画2006-2010では、10ヵ年戦略(2001年-2010年)に示された方向性ならびに任務を詳細化したものである。」

前5ヵ年計画(2001-2005計画)の地域開発分野での達成の評価

前計画期間中に解決し得なかった地域開発分野の課題は、以下のように捉えられている。(参考文献5)

「ベトナム経済は比較的高い成長率で推移しており、その成長率は年々高まった。また、経済構造は次第に工業化および近代化の方向にシフトしてきた。しかし、経済構造の変化は不均衡であり、各地域(同様に各産業、各製品)の存在能力を発揮させるに至っていない。」

2006-2010計画における地域開発の方針

地域の社会・経済開発の全体目標は次のように設定されている。(参考文献5)

「社会・経済開発5ヵ年計画2006-2010における地域の社会・経済開発の全体目標は、全ての地域の社会・経済開発レベルを高めるという共有目標の中で地域特有の優位性および競争力を向上させること、全地域の社会・経済開発レベルを高めるための広がりのある強みを創出すること、国内・外の市場の拡大に関する開放経済体制下での各地域の強みを創出することにある。大規模かつ重要な経済中心地群に開発を集中させ、既存の工業ゾーンおよび輸出加工区の効力を高め、また、あらゆる経済地域の強力で持続的な発展を促すための新しい工業ゾーン、輸出加工区ならびに産業クラスターを整備する。地域間の連携を強化するとともに、各々の地域自体が、行政界の区分による弊害や、開発の閉鎖性や無駄を打破する。河川流域の自然資源の管理のため、近隣諸国との連携を拡大する。」

経済重点地域、条件不利地域、についての地域開発の方針は、以下のように述べられている。なお、これらと並ぶ3本柱のひとつとして「海洋経済の急速な発展」についても方針が記されている。(参考文献5)

<p>経済重点地域</p>	<p>北部、中部、南部の経済重点地域の開発の主たる方向づけに関する共産党政治局決議 53、54 および首相決定第 145/2004/QD-TTg 号、第 148/2004/QD-TTg 号、第 146/2004/QD-TTg 号に従って、社会・経済開発の任務を徐々に実行し、強力な経済企業群の発展を動機付け、ハイレベルの活発で大規模な国際協力を生む環境を創出する。可能な限りの既存の能力の結集と、開発プロセスを前進させる原動力となる新たな施設の建設に立脚し、工業ゾーンおよび輸出加工区、ハイテク産業地帯の開発に集中的に取り組む。総合的なインフラ、特に幹線道路網と地域間道路網を整備し、地域相互の開発と国際協力を促す。国道沿線の主要な経済回廊の開発を加速化する。近代的な都市システムを構築し、経済開発が見込まれる中・小規模の都市中心(小規模町、町)を農村地域に形成する。先端技術等、科学のおよび技術的なポテンシャルを高め、新素材を生産する。郵便、通信、銀行といった、質の高いサービスを開発する。質の高い人材を育てる。計画通り、職業訓練網の整備に投資し、基準を満たす 25 の職業訓練中等学校と専門学校を設立する。そのうち国際水準を満たす少なくとも 5 つの学校で、高い技術を持つ労働者を地域全体向けに訓練する。</p> <p>大メコン地域に経済回廊を設け、効率的に開発する。</p>
<p>条件不利地域</p>	<p>社会・経済開発、国防に関する共産党政治局決議第 10、21、37、39 の各号、ならびに条件不利地域での社会・経済開発の実施に関わる政府の行動計画を実行する。インフラ、輸送・灌漑システム、衛生的な水及び電力の供給、教育・訓練の展開、国民の教育水準向上、人材の質といった、インフラの整備に注目する。省レベルで中心となる町を設ける。貧困世帯の割合が高く、困難に直面している省が、状況を打開し、全国平均レベルの発展レベルに速やかに到達できるよう、こうした地域に対する投資集中を促す。低所得並びに貧しい人々のための社会的セーフネットを整備する。職業訓練と雇用創出を強化するとともに、女性の所得向上を妨げている就労上の障害を減らす。条件不利地域における飢餓根絶と貧困削減の対策を迅速化する。</p>

現行 5 ヶ年計画における国内 6 地域ブロックの整備方針についての記述は、すでに 10 ヶ年戦略の項に記した通りである。なお、現行 5 ヶ年計画では、海洋及び島しょについて第七のブロックとしてとらえ、「海洋経済開発」の項を設け、記述している。

#### 地域開発戦略の背景にある主要課題

##### 国内各地域の発展状況と発展課題

前記の通り、ベトナムでは、基本的に全国を 6 つのブロックに分けて地域計画をたてて

おり、この地域区分は、各地域の天然資源、競争的優位性、および全国的な発展に果たす役割に基づいて行われている、とされる。しかし、下表に見るとおり、各地域にはそうした優位性や役割に応じて順調な発展を遂げていると評価できる面がある一方（表中の 印）、順調な発展を妨げている政策課題が存在する（表中の 印）（参考文献 9）

<p>北部内陸および山岳地域</p>	<p>土地及び森林の面で優位性があり、これら資源は木材の工業利用、果物や家畜の育成、または農業に初期利用される。さらに、この地域はラオスおよび中国と国境を接している。この点は国境地帯での経済活動を発展させるのに好条件である。実際にこの地域では、それに適した産業に力を入れてきた（木材製品の製造、建築資材、水力発電、石炭発電、冶金、肥料など。）当該地域の GDP は全国の 6.52%にあたる。経済的に着実な進歩をとげている。</p> <p>しかし、インフラ整備が遅れるなかで国境を越えた取引は限られた範囲に留まっており、鉱業や水力発電が産業全般並びに経済発展に寄与しているとは言いがたい。</p>
<p>紅河デルタ</p>	<p>インフラ整備において、同時並行的な開発が行われているという優位性がある。高水準の技術を有する産業、高生産高品質の農業、観光等の多様なサービスなどがそれにあたる。当該地域の GDP は現在、全国の 22.25%にも及び、経済構造は近代化の方向へ移行しつつある。</p> <p>しかし、地域の労働力及びインフラを活かしきれていない、高水準のサービスが未開発、郊外部の産業について未計画、地域の経済発展が北部内陸および山岳地域に波及していないなどの現状がある。</p>
<p>中部沿海地域</p>	<p>沿岸部および島々の優位性を活用する方向に生産をシフトさせてきた。経済圏や工業圏が多数構成され、なおかつその効果が証明された。観光業の開発が始まり、農耕地および畜産地が自然災害の影響を最小限に抑える目的で再構成されている。地域の GDP は全国の 14.8%であり、経済活動の中心は農業から産業に移行していることは明白である。しかし、地域のポテンシャルを最大限に活用できていないとはいえない。</p>
<p>中部高原</p>	<p>水力発電開発、加工産業集落の構築、手工業の開発、農業（農作物の改良や畜産業の発展）において優位性を有する。地域の GDP は現在、全国の 4.02%となっており、経済構造のシフトが着実に進んでいるなかで、その進展が特にサービス部門において顕著であることは特筆すべきである。</p> <p>しかし、地域の産業開発のスピードは遅く、経済発展が社会の発展と密接に連携しておらず、生産面及び国民生活においては今もなお大きな課題を多数残している。特に少数民族の生活については問題が大きい。</p>

南東部	<p>自然環境と工業圏、ハイテク技術圏、そして都市圏を開発するためのインフラ面において優位性を有している。当該地域の GDP は全国の 33.68%を占める。当地域の経済構造はその急速な産業開発に伴って産業化および近代化に向けての順調な遷移をとげた。</p> <p>ただし、地域内の産業圏と産業群がインフラ、環境、及び都市サービスの開発と協調的には進んでおらず、そのため、解決すべき複数の難題が顕在化した。</p>
メコンデルタ	<p>耕作地一単位あたりの収入を向上させるため、動植物と農作物の生産構造の再構築を行っている。カマウにガス動力の窒素肥料設備が完成し、フーコック島の経済地区が地域全体の経済構造の転換を促した。当該地区の GDP は現在では全国の 18.76%を占めるまでになった。</p> <p>しかし、地域の経済構造の転換については未計画であり、省と省にまたがる共通計画の調整も行われていない（産業、なかでも製造業についてすら開発は遅く、質の面を重点化する動きも限定的である。また、持続可能な発展という視点にも乏しい。人材開発に関しても数多くの制限のなかで行われている。</p>

#### 最大課題としての地域間格差

東京で開催された平成 18 年度国土政策セミナーへの DSI からの参加者は、問題を以下のように捉えている。（参考資料 9）

「最近の成長率を鑑み、現 10 カ年戦略、現 5 カ年計画が終了する 2010 年には、ベトナムはもはや低所得国ではなくなっているとの予測もある。しかし、中所得国の下位から厳然たる中所得国への移行は、低所得国を脱するよりもはるかに大きな難題であり、それを実現する上では、急速な都市化、国際統合の激化、投資主導の経済への移行、知識集約型経済の実現といった、多くの国家政策課題に対応していく必要がある。中でも最も深刻な政策課題は、ベトナム国内地方間の所得および開発の格差である。紅河デルタ地域と南東部地域に発展が集中する一方、その他の地域は取り残されており、それによって不均衡が拡大している。

ベトナムにおける開発の地域間格差の背景には、歴史上の流れや、不十分なインフラなど、複数の原因がある。一部の地域において、他地域に遅れをとる原因のうち最も基本的なものとして挙げられるのは、経済構造の転換が遅れ、地域の優位性や可能性が活かしきれていないことである。経済重点地域の開発において、当該地域の力量を最大限に活用できていないうえ、ハイテク産業の促進ができていないのに加え、経済構造の再編も、地域全体および近隣地域の比較優位を活用した開発の底上げによる真の近代化に向かっていない。多くの地域が不利な環境、限られた地域資源、不適切な援助政策に起因する問題を抱えており、その結果、生産力の進歩が遅々として進まず、また、開発の進む他地域に比べ

ると格段に低い収入と生活水準を招いている。地域開発に関してはいくつかの弱点もしくは欠点が明らかになっており、各地域の優位性を最大限に発揮できるだけの強力な連携が不足していることがわかっている。

都市化の流れも地域間の開発格差に影響を与えている。南東部地域と紅河デルタ地域は急速に都市化してきた。その結果、この2地域の一人当たり所得は、都市化の進んでいない他地域に比べて格段に高いものとなっている。このことは、貧困地域に属する省には「核」となる町、すなわち経済成長の牽引役となる町が必要だということを示唆している。」

下表のとおり、最も経済の発展が進んだ南東部（ホーチミンを中心とする地域）と最も発展が遅れた北部（山岳地域を抱える）では、ひとりあたりGDPでみて、5.5倍の格差がある。他の指標で見ても、概して南東部と最も遅れた地域の格差は5～7倍ある、といわれる。また、南東部を除いては、紅河デルタがほぼ全国平均並みの発展レベルにあるのみで、他の4地域はみな全国平均レベル以下の発展度である。そして、国全体は発展しているが、その中で南東部の発展スピードが最も速いため、上記のセミナー参加者の見解にみるように、格差は拡大傾向にある。（参考資料6）

DSIは、都市化の進展が進むほど地域の発展度が高まる傾向がある、と分析を行っており、この見方から、上記のセミナー参加者の見解にみられるような、貧困地域に核となる町が必要だという認識が出てくる。なお、ベトナムでは都市を、大都市から小都市まで6つのランクに分けている。最上位は特別市で、ハノイとホーチミンである。それに次ぐのが第一種都市であり、ハイフォン（北部）、ダナン（中部）、カントー（メコンデルタ）、フエ（中部）の4都市が該当する。これらのうちフエは省の管轄化にあるが、それ以外の3市は国の直轄の省級都市である。以下、第二種都市、第三種都市と、省の中での中心性や人口規模等に応じ、ランク分けされている。（参考資料6）

6 地域の都市化と地域 GDP

地域	都市人口比率 (全国値は 27%)	ひとりあたり GDP	GDP 対全国比 (2001-2005 年平均)
北部	15%	全国平均の 47%	7%
紅河デルタ	25%	全国平均並み	22%
中部	22%	全国平均の 62%	15%
中部高原	28%	全国平均の 50%	4%
南東部	50%	全国平均の 2.6 倍	34%
メコンデルタ	21%	全国平均の 82%	19%

資料：「GDP対全国比」は参考資料9、その他は参考資料6

#### 地域間格差に対応する政府の取り組み

平成19年1月にDSIを訪問して行ったヒアリングでは、以下の見方が示された。（参考

資料6)

- 前5ヵ年計画の策定に向けた作業を開始して以降今日まで、DSIは、地域間格差の存在、拡大は避けられない、という考え方をとっている。そして、対策として、経済的に困難な地域でも、「貧しくて耐えられない」レベルでなく、「貧しくてもそこそこ生活できる」レベルに生活水準があがるよう、インフラ（道路、電気、通信など）整備で底上げをしたいと考えている。
- これまで、3つの経済重点地域のインフラ整備に重点的に国の予算を配分して取り組んできたのは確かである。しかし、現5ヵ年計画の基本的な概念は、経済的、環境的、社会的に持続性のある開発を実現するというものであり、これまで都市、なかでも大都市を対象とする投資額が大きかったことを見直し、将来は農村部にも充分配慮していかなければならない、という考え方が出されている。

平成18年度国土政策セミナーへのDSIの参加者（上記のヒアリングにも出席していた）の整理によれば、ベトナム政府が取り組んでいる地域開発重点政策のうち、地域間格差是正と関係性が明らかなものは、以下の通りである。（参考資料9）

- ベトナム政府が遂行する最重要政策は、連続投資の特定地域への配分を強化すること。政府は貧しい地域への投資を増やす方向での資金計画をたてており、富裕地域から貧困地域へ資源を再配分するための均衡移転が実施されつつある。
- 経済ベルトを形成するにあたり、経済特区を構築し、インフラを整備するために、貧困地域（特に沿海部や国境地域）での道路建設など、重点を絞った計画立案と投資を行うこと
- 貧困解消と発展の総合計画（Comprehensive Poverty Reduction & Growth Strategy）をたて、実施すること。この計画は、経済成長と貧困解消という目標を実現するための行動計画である。
- 各地域の連携により地域特有の優位性を磨くことによって全地域の社会経済的発展を後押しし、国内外市場の拡大に伴う開放型経済構造を通じて各地域に力をつけていくこと。（大規模で効果的な経済の核の集中的開発、各地域の行政区画上不利な点や開発の閉鎖性並びに非効率を克服していくための地域間の協調関係強化、幹線道路や地域間を繋ぐ道路などの総合的なインフラ体系の構築、農村部における経済発展の可能性を有する小中規模な都市核（ハイテク産業、新素材などの科学技術力開発拠点など）の開発）
- 条件不利地域について、インフラ、基礎的な輸送力および灌漑設備の整備、そして純度の高い水および電力の供給、教育訓練の提供、国民の知的水準および人材の質の向上、といった点に注力すること。省単位で、中心となる町を開発する。

前出の国土政策セミナー参加者によれば、拡大傾向にあった地域間格差にも変化の兆しが見えつつあるということである。それを手がかりとした地域間均衡発展への道筋の考え方とあわせ、以下に紹介する。（参考資料9）



「貧困地域に対する政府資本投資の増加も効を奏し、成長率の地域間格差が縮小傾向を示し、貧困地域の経済発展が富裕地域のそれに追いつく兆しが見え始めた。これは、所得面で遅れをとり貧困地域とされてきた地域が、より高所得な地域の成長の恩恵を受け始めていることの現われとみられる。こうした波及効果の活用とともに、政府が地域開発に対する重点的な政策を行うことで、ベトナムは地域の枠を超えて均衡ある発展を達成する道が開かれるであろう。」

地域開発戦略にかかるその他の入手情報（DSI ヒアリング結果より）

現行の社会・経済計画の内容およびその課題についての情報は上記の通りであるが、社会・経済計画の立案を担当する DSI へのヒアリングから得られた、それ以外の地域計画事情に関する情報として、以下のものがある。（資料6）

地域計画をつくる際の省（province）や市間の調整

現在 2010-2020 年の 10 ヶ年戦略の草案づくりに着手しているが、各省市が皆納得するためにはかなりの努力を必要としている。省間の意向調整が容易でないゆえに、これまでの戦略や計画づくりに際しては、各省や市の計画を参考にしつつ、中央政府が決めてきた面が多々ある。どのようにするのがよいか、日本の経験も参照したい、という意向がある。

近隣諸国と連携した地域政策

経済的な連携政策はいろいろ実施しており、そのひとつとして、国境貿易促進をめざす国境周辺の地域開発における連携がある。具体的には、国境越えのゲートとなるまちを中心に自由貿易地域をつくり、そこから内陸（相手国内）、港（ベトナム国内）までの道路を国境を接する両国の負担で整備し、あわせて、電力その他のインフラ整備、人材開発等を両国で協議して進める、というものである。例えば、中国とは、昆明 - ハノイ、ハノイ - ランソン、ハノイ - クアンニンといった区間の基幹道路沿いに開発を進め、中国国内では輸出産業の振興、ベトナム国内では加工産業の振興といった、それぞれの国の経済発展策に連動させた整備を行ってゆきたい、との意向がある。

日本から得たい国土計画情報

以下のような情報入手への関心が示された。

- 日本では、どのようにブロック計画が立てられてきたか
- 地域計画を立てるために日本がどのような目標をたて、どのようなアプローチ、方法論をとっているか

( 2 ) 都市・地域計画

全国レベルの空間戦略

「2020年までの国家総合都市開発計画」(都市開発戦略)

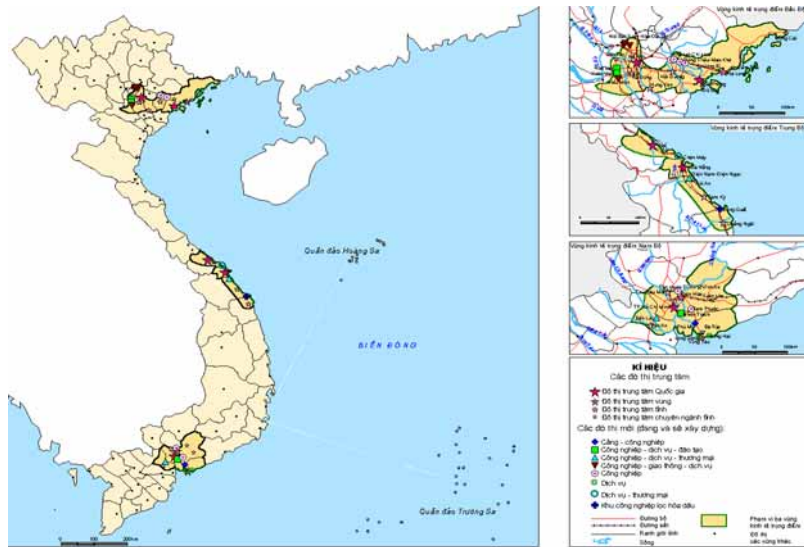
1998年1月23日、首相が「2020年までの国家総合都市開発計画」(NCUDP、政令第10/1998/QD-TTg号)に承認の署名をした。(「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照)

この計画において、将来に向けた都市発展の中心とされているのはハノイ(北部)、ダナン及びフエ(中部)、ホーチミン(南部)である(参考資料2)。そのほか、この計画の概要は以下のとおりである(「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照)

国土都市開発のビジョン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市開発は、労働力の配分と水準と調和させて行われるべきであり、各都市の内発的発展力の技術的・経済的基盤の確立に集中させるべきである。</li> <li>2. 全国土における大都市圏、大都市、第二位都市、中小都市の合理的発展と分布。都市化と農村開発が調和したバランスのとれた地域間の開発。</li> <li>3. 都市開発は社会技術・基盤の開発と同時並行的に行われるべきである。</li> <li>4. 都市開発は安定性と持続性を保障すべきである。</li> <li>5. 都市の新しい開発と都市更新を調和させ、文化のアイデンティティと国の伝統の保全に特に注意を払う。</li> <li>6. 新科学技術の適用、技術の達成、科学的発展の研究</li> <li>7. 都市開発を社会的安全と国土防衛・安全保障と調和させるべき。</li> <li>8. 都市更新と同時に新規開発にも様々な資源を投入し、計画と法的権限に従って開発コントロールを強める。</li> </ol>
国土都市開発の目標	<p>社会主義と国土防衛、近代化と産業化の加速という 2 つの戦略的使命に寄与するため、現代的な社会経済・技術的インフラ、よい環境、合理的な配分と開発、安定的でバランスのとれた持続的発展を伴った国土都市システムをさらに推進していくこと</p>
2020年に向けた都市開発の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国土の都市ネットワークにおける都市の機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 主要都市は経済、政治、文化、技術、訓練において中心的な役割を果たし、地域、国土、地域間の交通と情報通信の中心的ハブとなる。</li> <li>- 中小規模の都市は地域における経済、文化、サービスの中心的役割を担う。</li> <li>- 町村は都市化を推進するため、基礎自治体もしくは基礎自治体のネットワークにおける経済、文化およびサービスの中心的役割を担う。</li> </ul> </li> </ol>

	2. 人口予測 3. 土地利用 4. 土地開発に向けた選別 5. 国土の都市システムに向けた空間計画 6. インフラ開発 7. 環境保全、自然景観、持続的開発
--	--

資料：本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」



出所：本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」

現在のベトナムの都市化率は27%であり、毎年約100万人分の地域が農村部から都市部に編入されている状況にあるが、国土の全体面積からみると、2020年においても都市部はごく一部に止まるというのが、この計画の立案にあたったNIURPの予測である。また、進行している都市化にはプラス面もあるものの、都市と農村の格差拡大というマイナス面があるというのが、NIURPの認識である。(参考資料2)

なお、この計画は現在見直し中であり、2007年中に改訂される予定である。(「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」)

#### 2020年までの国家交通網開発戦略

道路網、鉄道網、空港、港湾の各整備に関し、以下が主要な目標とされている。とくに国土を南北に結ぶ高速道路と高速鉄道の整備に、最も関心が高い。(参考資料2)

- 既存の国道一号線、南北鉄道の拡張・改修をめざす。これにより、沿海各省の発展につなげる(内陸各省を結ぶホーチミンルートは既にほぼ完成している)
- 近い将来、日本の支援を得つつ、南北を結ぶ高速道路と高速鉄道の整備に着手したい。ベトナム各地域の発展、ならびに観光振興への大きな効果を期待している。300

億ドルかかるといわれる高速道路だけでも是非実現したい。

- 空港整備では、既存空港の改修、移転、新設を検討している
- 港湾整備の主たる対象とされるのは、ハイフォン及びカイロン(北部)、バイフォン及びダナン(中部)、ホーチミン周辺各港(南部)である。

## 建設法及びその関連法規

### 建設法

ベトナム国家主席が建設法を2003年11月26日に公布した。建設法の全体構成は下表のとおりであり、第1章、第2章が計画に関係するもの、そしてそのうち第2章が建設マスタープラン(都市・地域計画もしくは空間計画)に係るものである。(参考資料2、7、10)

ベトナム建設法(Law on Construction: No. 16-2003-QH11)の構成

第1章	総則			第1~10条
第2章	建設マスタープラン	第1節	一般規定	第11条~14条
		第2節	地域建設マスタープラン	第15条~18条
		第3節	都市建設マスタープラン	第19~27条
		第4節	農村集落の建設にかかるマスタープラン	第28~31条
		第5節	建設マスタープランの執行	第32~34条
第3章	建設工事のための投資プロジェクト			第35~45条
第4章	建設調査および設計	第1節	建設調査	第46~51条
		第2節	建設工事の設計	第52~61条
第5章	建設工事	第1節	建設許可	第62~68条
		第2節	建設工事のための敷地整序	第69~71条
		第3節	建築工事の施工	第72~86条
		第4節	建築工事の施工監理	第87~90条
		第5節	特殊建築工事の実施	第91~94条
第6章	建設請負業者および建設契約の選定	第1節	建設請負業者の選定	第95~106条
		第2節	建設行為に関する契約	第107~110条
第7章	国による建設の執行			第111~118条
第8章	推薦と褒賞、不履行の処理			第119~120条
第9章	施行規定			第121~123条

資料：参考資料10

建設法第3条(第1章)では、建設マスタープランが以下のように定義されている。(参

考資料 10)

### 第3条 用語説明

この法において、以下の用語は次のように解釈される：

(中略)

9. 建設マスタープランとは、国益とコミュニティの利益を協和的に調整するとともに、社会・経済開発と国防、環境保護の目的を満たし、都市空間、農村集落、技術・社会基盤体系を組織化すること、ならびに、国土全域の居住者に適切な居住環境を創出することを意味する。建設マスタープランは、建設ゾーニング計画図、構成図表、図面、模型および解説で表現される。

(後略)

同法第11条第1項(第2章第1節)では、建設マスタープランの策定の目的、計画期間、改定条件に関する規定である。(参考文献10)

### 第11条 建設マスタープラン

1. 建築マスタープランは、当該プラン策定後の建設活動に基準を提供するため、策定され、承認されなければならない。長期にわたる開発の方向性を示すため、建設マスタープランは計画期間を5年および10年間として策定する。建築マスタープランは、折々の社会・経済開発の状況に応じて修正すべく、定期的に見直す。建築マスタープランの修正は、従前に策定・承認されたプランの方向性を確実に継承しなければならない。

(後略)

次の第12条第1項(第2章第1節)では、建設マスタープランが次のような3種に分類されている。これらの3プランの定義は、第3条で行われている。(参考資料10)

### 第12条 建設マスタープランの分類

1. 建設マスタープランは以下の3つの範疇に分類される：
  - (a) 地域建設マスタープラン、
  - (b) 都市建設のための基本マスタープラン、都市建設のための詳細マスタープランを含む都市建設マスタープラン、
  - (c) 農村集落の建設にかかるマスタープラン。

(後略)

### 第3条 用語説明

この法において、以下の用語は次のように解釈される：

(中略)

10. 地域建設マスタープランとは、いずれかひとつの省の行政区域内、もしくは折々の社会・経済開発の要求に合致した複数省にわたる区域での、農村集落と技術・社会基盤

整備の体系の組織化を意味する。

11. 都市建設のための基本マスタープランとは、社会・経済開発のための全体的なマスタープラン、国防と折々の事情に応じ各地域・国の安全を確保するための分散配置のマスタープランに従った、都市空間と技術・社会基盤整備の組織化を意味する。
12. 都市建設のための詳細マスタープランとは、建設工事の管理、情報の提供、建設許可の発行、ならびに建設工事のための投資プロジェクトを開始するための土地の割当て及び賃貸に法的根拠を与える、都市建設のための基本マスタープランの内容を詳細化することを意味する。
13. 農村集落の建設にかかるマスタープランとは、農村集落の空間と技術・社会基盤整備体系の組織化を意味する。
14. 農村集落とは、一定の地域的広がり の範囲内で生産及び居住の目的、ならびにその他の社会活動のために互いが密接に関係する多くの世帯の住居が集まる場所を意味し、それには、自然条件、社会・経済条件、文化、慣習、その他の要因によって形成されたコミュニティの中心、集落（訳注 あるいは小村）、村、共同集落、小集落、山村、山間集落、少数民族の村が含まれる（以降、総称して集落と呼ぶ）。

（後略）

また、以下に記すとおり、第 15 条から 18 条（第 2 章第 2 節）においては、地域建設マスタープランの各項目を規定している。（参考資料 7）

#### **第 15 条 地域建設マスタープランの目標**

1. 地域建設マスタープランを立案するにあたっての要件は次のとおり規定されている：
  - (a) 建設大臣は、主要地域及び省をまたがる地域について地域建設マスタープランの目標を立案し、関連する省庁、局、省の人民委員会の意見を聴取したうえで首相に提出して認可を要請する。
  - (b) 省並びに主要都市の人民委員会（以下「委員会等」と総称する）は、管轄下の行政機関について地域建設マスタープランの目標を立案し、省並びに主要都市の人民審議会（以下集合的に省レベルの人民委員会と称する）に提出して決議を受けるものとする。
2. 地域建設マスタープランの目標には下記を含む：
  - (a) 地域の社会経済発展と、全国の5年、10年、またはそれ以上の期間における人口分布計画に沿った都市、農村の人口規模の予測
  - (b) 地域の潜在能力および地域の社会経済開発計画に沿った、各期間における地域内の主要産業立地及び技術的、社会的な基盤設備の空間的整備
  - (c) 各地域の地形や自然環境に適合し国防及び安全、並びに地域全体の自然資源の合理的活用を確保する、都市部及び人口集積地における空間的整備

#### **第 16 条 地域建設マスタープランの要素**

地域建設マスタープランには次の主要要素が含まれなくてはならない：

- 1 . 工業、農業、林業、観光業といった部門、並びに環境保護、自然資源、その他実務部門に関する都市部及び人口集積地におけるシステムの決定
- 2 . 技術設備に関するシステム、空間、及び環境保護に係る措置の整備
- 3 . 専門業務の開発の方向付け
- 4 . 開発要求に適合する保有地の把握；土地の有効活用

#### **第 17 条 地域建設マスタープランを作成し、評価し、承認する権能**

- 1 . 建設省は、関連する省、局、人民委員会、のうち一つ若しくは複数から意見を聴取したあと、主要地域並びに複数省にわたる地域の建設マスタープランの作成及び評価を実施、次いで首相の承認を受けるために提出する。
- 2 . 省レベルの人民委員会は、それぞれの管轄下の行政区において、当該行政区と同レベルの人民審議会が決議した地域建設マスタープランについての承認しなければならない。

#### **第 18 条 地域建設マスタープランの修正**

- 1 . 地域建設マスタープランは、次のうちいずれかにあてはまる場合、修正を受けるものとする：
  - (a) 地域の社会経済開発に係る総合計画、それから派生する開発計画、または国防及び安全戦略が修正された場合、
  - (b) 地形、自然、人工、または社会経済の状況が変化した場合。
- 2 . 修正された目標及び修正された地域建設マスタープランを承認する権能は次に規定するとおりである：
  - (a) 首相は建設省の要請を受け、主要地域並びに複数省にわたる地域に係る修正目標及び修正地域建設マスタープランについて、関連省庁部門、又は人民委員会若しくはその両方の意見を取得したのち、それを承認する、
  - (b) 省レベルの人民委員会は、それぞれの管轄下の行政区に関して、修正地域目標及び修正地域建設マスタープランを構成したのち、決議のために人民審議会に提出する。

以上、広域的な地域計画に関係するものとして、建設法に規定された地域建設マスタープランの内容を紹介した。参考情報として、本章末には、ここまでで紹介した条文を含め、建設法の第 1 章、第 2 章の全文（英訳版）を掲載した。

#### 関連法令

2005年1月、ベトナム政府は、建設法に準じ、建設マスタープランに係る2005年政令第08号ND-CPを公布した。政令第2章第1節は、地域建設マスタープランの立案、承認、及び運用について規定するものである。(参考資料7)

また、2005年8月19日、建設大臣が、2005年政令第08号/ND-CPに準じ、2006年省令第15号/TT-BXDを公布した。省令は建設マスタープランの立案、評価(アセスメント、アプレイザル)の指針を示したものである。(参考資料7)

#### 代表的な地域計画

ベトナムの都市・地域計画の方向性：広域計画への関心の高まり

5年程前まで、ベトナムの都市・地域計画の焦点は、どちらかという和省、市レベルに開発計画にあてられていた。しかし今日では、広域的な計画づくりに関心が高まっており、今後2010年、2020年をめざした計画づくりでは、各省・市個別の計画をまとめあげた、複数地域を単位とする地域計画の策定を進めたい、というのがNIURPの見解である。なお、ベトナムの空間的発展がめざす方向性として、日本等を先例として、臨海地域での都市づくりを進めてゆきたい、というのもNIURPの見解である。(参考資料2)

広域的な地方計画に相当するものとして、ベトナムでは6地方の空間計画があるという(参考資料2)。それらの中で、最も大きなテーマとなっているのはハノイ首都圏の計画だということであり(参考資料2)、以下では、この計画を含め、3つの広域的な計画について紹介する。

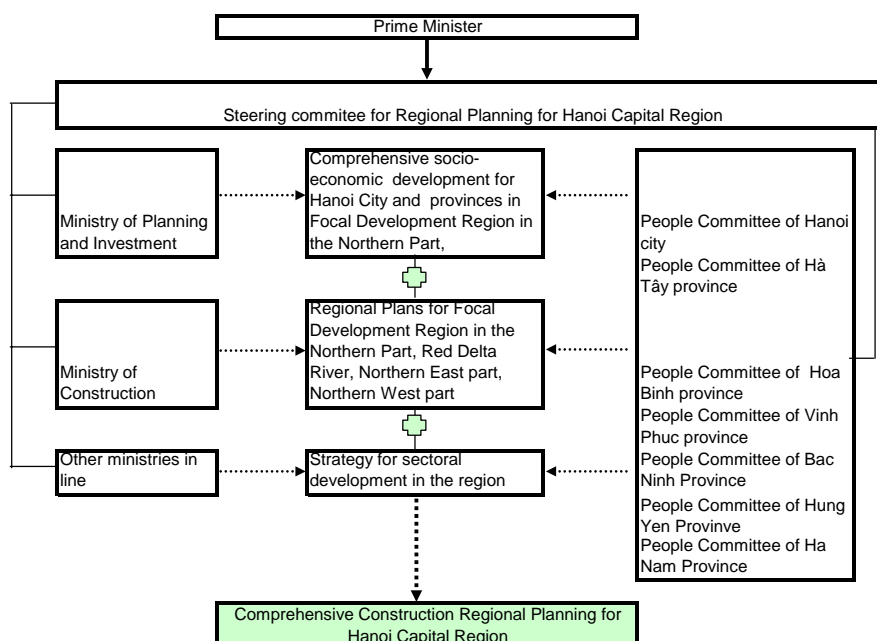
#### ハノイ首都圏の計画

首都圏など大都市圏の地域建設計画の策定作業は建設省が行う。首相が首都圏の行政区内の地域建設計画の承認権限を有する。(「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照)

ハノイ首都圏においては、現在、2006～2020年を計画期間とする「ハノイ首都圏総合建設計画」の計画案の作成が、NIURPにより進められている。(「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照)



## ハノイ首都圏総合建設計画の策定システム



出所：本報告書「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」

以下は、NIURP によるハノイ首都圏の地域計画案の抜粋である。

ハノイ首都圏の範囲（参考資料 2、7）

- ハノイ市及びその周囲の 7 省（ハータイ、バクニン、ヴィンフック、ハナム、ハイズオン、フンイエン、ホアビン）で構成される約 150km（ハノイ市～ハロン湾の距離）
- 総面積：13,377k m<sup>2</sup>（北部主要経済地域の 87.51%、全国の 4.06%に相当）
- 人口：12,052,000 人（都市人口 2,763,000 人、1,740,000 人がハノイ居住）

NIURP の調査範囲は、紅河デルタ及び北部経済重点地域に該当するハノイ市の 100 km 圏。この範囲で、ハノイ首都圏に最も影響を与える都市は、ハロン市（クワンニン省）およびハイフォン市。

検討の視点概要（参考資料 2）

- 首都圏は、ベトナムにおいて経済的・文化的に重要で、国際的な影響（中国南部、東南アジア、太平洋）も検討している。
- 発展軸には、東西回廊（中国昆明～ハノイ～ハロン湾を結び、ハノイ市の環状線に連なる）、国道 1 号線の軸（製鉄所～ハノイ～繊維産業集積地を結ぶ）がある。内陸水路沿いの開発予定地もある。
- 将来の産業配置計画の中心はハイテク産業で、ハノイより西方のハイテクパーク群を中心に、電子産業、自動車産業（組み立て）等の複数の産業クラスターを形成したい。
- 観光産業の発展戦略（自然を楽しむ、世界遺産を楽しむ）にも力を入れ、緑のある観光

名所をつくりながらハノイの環境を守るひとつの手段としたい。

## ハノイ首都圏における都市地域形成の現況



出所：参考資料 7

### ハノイ首都圏の地域構成（案）（参考資料 7）

#### 展望

- ハノイ首都圏は、東南アジアおよび太平洋地域の経済文化に重要な役割を果たす経済および政治の中心である
- ハノイ首都圏はベトナムの科学、歴史、観光の中心であるとともに、活力ある開発地域および先進的投資環境であり、同時に、質の高い都市・地域居住環境と自然環境の持続性を有している。

#### 目標

- 政治と行政の中核について、ベトナムを先導する近代的システムを定着させる
- 首都ハノイを、多機能を有する地域の中心として確立させ、また、その立地上的優位性を活用し、地域間交通網、科学調査センター、R&D 機関、国際観光ネットワーク、近代的かつ先進的な基盤設備、歴史文化センターなどの、複合近代センター組織として確立させる。
- 開発産業地区および輸出業者のネットワークを基礎とする主要な経済軸を作り上げる。

農村部に、速やかに、ハイテク産業ゾーン、専門産業ゾーン、分野別産業集中ゾーン、中小規模産業ゾーンのなかでも特に手工業および伝統文化の集積地を構築し、生産物の多様化と就労機会の創出を導く。

- 東南アジアにおける突出した役割を果たす金融、商業、銀行、観光、株式市場、社会基盤施設の中心地を構築する。ハノイを中心都市とする、国内・国際観光センターを築く。

#### 主要方針

- ハノイ首都圏は、多心型の都市拡大の中心として、優先して開発するものとする。各省の都市核がそれぞれバランスのとれた極となるように、ハノイや核都市と、周辺の省をつなぎ合わせる。
- 核都市については、商業の開発に重点を置き、金融サービス、ハイテク産業ゾーン、調査機関、並びに観光サービスによってベトナムおよび地域の多機能中枢を構成する。
- 各省の都市核については、周辺の産業・サービスセンターと連携をとることで都市開発投資を誘発し、また、核都市に連絡する交通網を積極的に開発することにより、都市施設の開発に重点を置き、ハイズオン、ホアビン、ヴィンイェンに地域の都市核をつくる。
- 主要地域については、産業サービスと経済の整備に重点を置く。特にハイフォン市並びにクワンニン省などと連携する地域について行う。
- ハノイは、急速に都市化する都市であり、2020年までに地域の都市人口の60～65%を抱えることになると予測されている。人口予測は1400万人～1450万人となっている。その内訳は、核都市が250-300万人、衛星都市が30～50万人、大規模な都市核が180-220万人、中小規模の都市核が150～180万人、新規都市区域が180～200万人である。

#### 核都市の空間計画

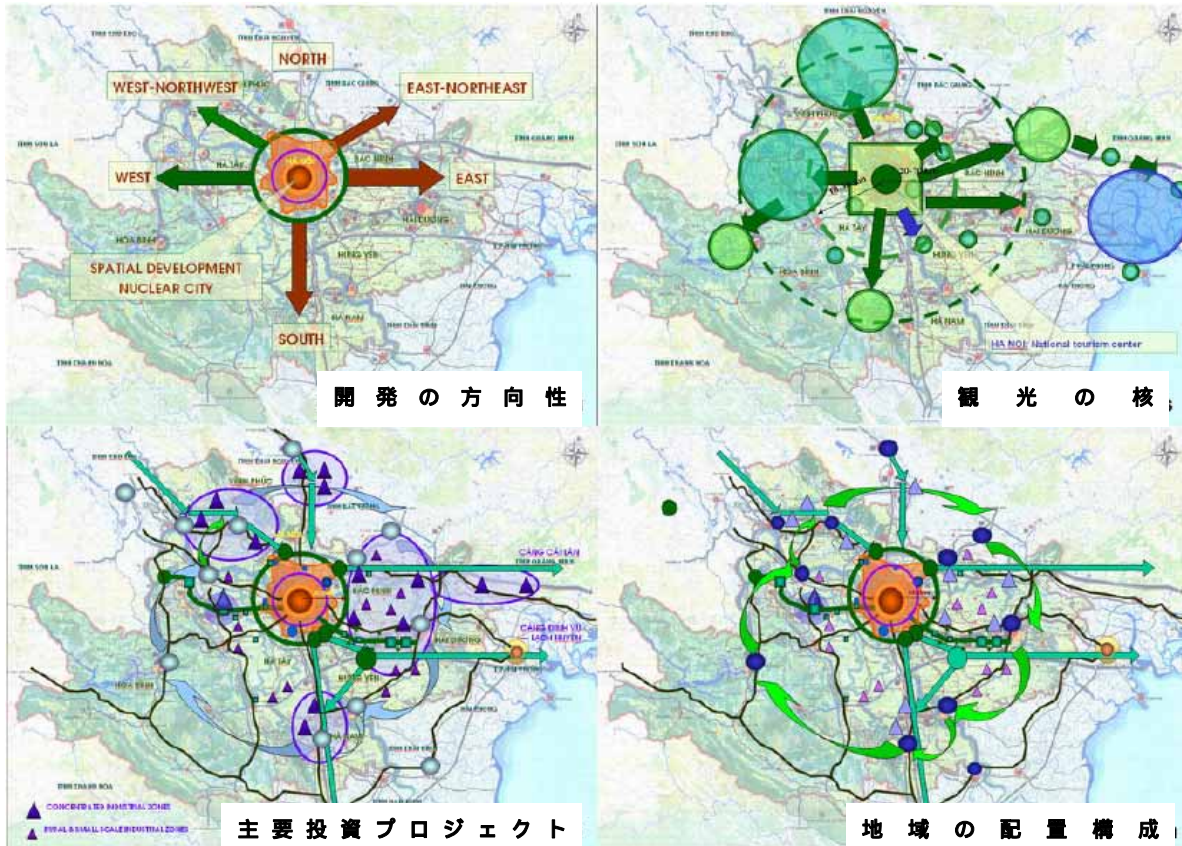
- 人口規模 250～300万人（既成市街地）
- 紅河の北部について、国際輸送網およびノイバイ国際空港の業務地区と連携して、商業及び金融の事業所を集積させる開発を重点的に行う。
- 都市核の開発を規制し、文化、歴史的な遺跡、並びに緑地帯を保護し、密集を制限し、西湖西部を大きな文化観光娯楽地区として開発する。
- ハイテク、近代的、無公害などの基準により、産業投資を選別する。

#### 周辺都市地域についての配置計画

- 大規模な中心核に対する住宅供給を行うため、半径20～25km以内に周辺中心都市地及び居住地域を配置し、密接に連携するようにする。
- 国土交通網に結びつく地域にする。
- 開発軸に沿った既存の村や小規模都市の中心部の連携によって人口3～5万人の衛星都市を構築する。
- 紅河地域、西湖地域、コアロア地域、ソクソン地域において、グリーンベルトを構成する。



## ハノイ首都圏地域計画(案)



出所：参考資料7

### ホーチミン都市圏の計画

ホーチミン市とその周辺7省もNIURPの研究対象とされている。主な検討方針は以下の通りである。(参考資料2)

- ホーチミンとカンボジア、メコンデルタ、海など各方面を結ぶ道路に沿って投資が計画されており、サービス産業、工業の開発はこれらの軸上に展開させる。
- ホーチミンの第一、第二等の環状線計画を実現する。ホーチミンの場合は、それらの環状の軸上に川があり橋が要る。なお、環状線ルート上に海があるため、環状軸は閉じない(完結しない)。
- ホーチミン中心部の過剰発展を緩和するために、衛星都市など外側の開発(サービス産業導入など)を推進する。あわせて、ホーチミンの周りの川、みどりを計画的に保護する。
- 新たにテンハイ(メコン川河口部)で国際空港を建設する。そして、それを核に、川の両側を開発する。

#### 中部の計画

中部において、首相の承認を得て開発に関し特別のルールが適用される「経済重点地域」(経済区)には、外資がすでに100億ドル以上の投資を登録しており、投資案件では280件、そのうち稼働済みのものは60件に上る現状にある。NIURPの整備の視点は以下の通りである。(参考資料2)

- 既存の経済重点地域としてチャンメイ(27,000ha)、ズンクワット(同)、チュライ(10,000ha)、ドンハ(27,000ha)があるが、これらに加え、海岸線沿いに開発を行う。
- すでに完成しているラオス・タイ・カンボジアと海を結ぶ東西回廊に加え、南北を結ぶ高速道路の整備の実現をめざす。東西、南北の軸が揃うことで、中部の将来発展が期待できる。東西回廊の出口にあたるベトナムの海沿いを整備することは、東西回廊の西側諸国にとっても意味があると考えられる。

#### ハノイ北西部山岳地域の計画

この地域は、国道・国境を守る上で、また中国との経済交流上重要性を持つ。少数民族が多く、経済的にさほど豊かでない地域のため、政府には、生活水準を高める上で地域内の都市を発展させる政策があり、75都市がNIURPの研究対象である。NIURPによる地域整備の視点は以下の通りである。(参考資料2)

- それらの都市とハノイを結ぶ道路とともに、それらの都市相互を結ぶ道路を整備・拡張する。
- この地域の開発を、ハノイへの負担を極力軽くする手段と考える。
- ふたつの東西回廊(昆明-ハイフォンを結ぶルートと北西部山岳地域(ファンチュ?)とハノイを結ぶルート)を中心に道路、鉄道の整備、産業開発を進め、ベトナム、中国ラオスの経済協力でそれなりの役割を果たすような地域にする。
- 海岸線の都市整備を考える。

#### 都市・地域計画の背景にある主要課題

国家的な政策対応の必要性に関わる主要な都市問題としては、以下があげられる。(「各国の国土政策の概要 - ベトナム - 」参照)

- 都市化に関する包括的な認識の不足
- 経済・技術的資源の不足、経済成長が人口増加に追い付いていない
- 人口分布の状況
- 都市農地の減少と食の安全のための集中的な農地利用
- 人口分布の空間構造の不均衡
- 都市化のプロセスと都市開発は各地域の自然と人間の生態環境に適切ではなかった
- 労働力の技術力の低さ
- 貧しい都市インフラが都市開発の水準を満たしていない

- 都市管理の脆弱性。都市開発の質より量が重んじられてきた

都市・地域計画にかかるその他の入手情報（DSI ヒアリング結果より）

現行の計画・制度の内容、主要な地域の計画づくりへの取り組み状況、主要な都市整備課題についての情報は上記の通りであるが、国内の大部分の都市・地域計画の立案を担当する NIURP へのヒアリングから得られた、それ以外の計画事情に関する情報として、以下のものがある。（資料 2）

計画づくりにおいて企業の立地意向との調整を図る工夫

5 年程前までは、各省・市の人民委員会が個別に外資・国内の投資の導入を図っており、企業進出のきっかけは各人民委員会のインセンティブの手厚さ次第、という面があった。また、そうした個別な誘致活動の結果として、投資が主要道路沿いに集中し、交通渋滞が発生し、立地企業が不利な立場に立たされる、という問題も出ていた。こうした問題に手を打たなければならないという認識を背景に、NIURP は、企業の投資がバランスの取れた持続可能な方法で行われるよう、都市・地域計画的な対応をとることをめざしている。例えば、ハノイ首都圏では、ハイテク産業に対してはハノイの西側、輸出産業に対しては港に近い東側への立地を勧め、あわせて立地に際して守るべき条件も付す（排出制限など）。また、NIURP の立てる計画が企業の希望を反映したものになるようになるよう、セミナー等を通じ、NIURP の計画方針を企業や海外の専門家に伝え、それに対するコメントを受けることを行っている。世銀や JICA の関係者、企業などを集めて意見を聞き、それを反映してまとめたハノイ首都圏計画はそうした方法をとった例である。

各省・市の投資誘致意向を調整し、その結果の実現を図る役割を持つ、地域計画の法的  
位置づけ・拘束力

都市・地域計画の根拠法となる建設法において、複数の省・市を対象にする地域計画は建設省の所管である、と定めている。実際の計画づくりは、建設省の指示で NIURP が行う。作られた計画は首相が承認し、決定するため、法的拘束力がある。また、計画づくりは、通常副首相が委員長を務める（可能性としては首相が務めることもある）ステアリング・コミッティの指示で進められ、コミッティーのメンバーには、計画の影響を受ける各人民委員会の長も入る。すなわち、各人民委員会と NIURP が一緒に作業を進めることになるため、出来上がった計画を人民委員会が遵守しない、ということはある。さらに、策定された地域計画は、当然各省・市のマスタープランに影響を与えることになる。

各省・市の社会・経済計画と、地域計画中の産業計画の整合性

地域計画中の産業計画の作成作業は、地方ごとの産業計画を立てている工業省の発展戦略研究所と NIURP が一緒に作業を進める。したがって、各地方の社会・経済計画との整合性はある程度とれている。

計画に位置づけのない場所に民間が投資意向を示した場合の規制手段

厳格に遵守を求める事項は地域計画に記述しておく。それ以外の事項は各地方の人民委

員会が、状況や企業の申請内容を判断し、認めるかどうか決める。人民委員会が判断に迷う場合は、建設省に意見を求めてくることもある。

日本から得たい国土計画情報

以下のような情報入手への関心が示された。

- 首都圏（あるいは東京圏のレベル）の広域的な管理、地域計画の研究・策定・運用の体制（国と都県市の役割分担・連携、特別な機関の存在）について知りたい
- アジアにあり、かつベトナムと同じく太平洋に面する日本の都市・地域計画の法制度整備の経験、事例について学びたい
- 日本の都市・地域計画、特に東京（圏）の開発計画について学びたい

[ 参考文献 ]

- 1 . 海外投融資情報財団 (2006) 『ベトナムの投資環境』
- 2 . 建設省都市農村計画研究所 (NIURP) への平成 19 年 1 月 8 日ヒアリング結果
- 3 . Vietnam News, 17/04/2006 年, <http://vietnamnews.vnagency.com.vn/>
- 4 . Ninth National Congress “ Strategy for Socio-Economic Development 2001-2010 ” ,  
<http://www.vietnamembassy-usa.org/news/story.php?d=20010420010319>
- 5 . Ministry of Planning and Investment “ The Five-Year Socio-Economic Development  
Plan 2006-2010, [http://www.ngocentre.org.vn/file\\_lib/sedp\\_edited\\_eng\\_16\\_3.pdf](http://www.ngocentre.org.vn/file_lib/sedp_edited_eng_16_3.pdf)
- 6 . 計画・投資省開発戦略研究所 (DSI) への平成 19 年 1 月 9 日ヒアリング結果
- 7 . Luu Duc Hai 「ベトナムの計画システム：法的枠組みと実施プロセス」。平成 19 年 2 月  
26 日、東京で開かれた平成 18 年度国土政策セミナーでの発表資料
- 8 . Coulthart A, N Quang and H Sharpe (2006) Urban Development Strategy: Meeting the  
challenges of rapid urbanization and the transition to a market oriented economy.  
World bank staff paper,  
<http://siteresources.worldbank.org/INTEAPINFRASTRUCT/Resources/Urban.pdf>
- 9 . Nguyen Dinh Phuc 「ベトナムは地域間の均衡ある発展を実現できるか：ベトナムの地  
域間開発格差についての分析」。平成 19 年 2 月 26 日、東京で開かれた平成 18 年度国  
土政策セミナーでの発表資料
- 10 . Socialist Republic of Vietnam, Law on Construction. No. 16-2003-QH11



【参考】建設法第1章、第2章の全文（英訳）

NATIONAL ASSEMBLY

SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

Independence - Freedom - Happiness

No. 16-2003-QH11

## LAW ON CONSTRUCTION

Pursuant to the 1992 Constitution of the Socialist Republic of Vietnam as amended and added to by Resolution 51-2001-QH10 dated 25 December 2001 of Legislature X of the National Assembly at its 10<sup>th</sup> Session;

This Law governs construction activities.

### CHAPTER I

#### General Provisions

**Article 1** *Governing scope*

This Law governs construction activities and the rights and obligations of organizations and individuals investing in construction of works and engaging in construction activities.

**Article 2** *Applicable entities*

This Law shall apply to domestic organizations and individuals and to foreign organizations and individuals investing in construction of works and engaging in construction activities in the territory of the Socialist Republic of Vietnam. Where an international treaty which the Socialist Republic of Vietnam has signed or acceded to contains provisions which are different from those in this Law, the provisions of such international treaty shall apply.

**Article 3** *Interpretation of terms*

In this Law, the following terms shall be construed as follows:

1. *Construction activities* shall comprise formulation of construction master plans, formulation of investment projects for construction of works, construction survey, design of construction works, execution of building works, supervision of execution of building works, management of investment projects for construction of works, selection of contractors in construction activities and other activities related to construction works.

2. *Construction works* means a product of human labour and of building materials and equipment installed in the works, attached to a fixed area of land which may include sections above and under ground or water surfaces, and which is built in accordance with a design. *Construction works* shall include public construction works, residential housing, industrial works, traffic works, irrigation systems, energy works and other works.
3. *Equipment installed in works* shall comprise building equipment and technological equipment. *Building equipment* means equipment which is installed in construction works in accordance with a construction design. *Technological equipment* means equipment within a technological line which is installed in construction works in accordance with a technological design.
4. *Execution of building works* shall comprise construction of the following works and installation of equipment at such works: new works; works being repaired, renovated, relocated, up-graded or restored; dismantling of works; and servicing and maintenance of works.
5. *System of technical infrastructure works* shall comprise traffic systems, information and communications systems, energy supply systems, public lighting systems, water supply and water discharge systems, waste treatment systems and other works.
6. *System of social infrastructure works* shall comprise buildings for health care, culture, education, sports, commercial services, public services, trees, parks, water surfaces and other works.
7. *Red-lined boundary* means boundaries which are fixed on the basis of drawings of master plans and actual sites in order to classify the boundary line between land on which construction works are permitted to be constructed and land reserved for roads, technical infrastructure works and other public spaces.
8. *Construction boundary* means the boundary marking the limits of permission to build on any one block of land.
9. *Construction master planning* means organization of urban space, rural residential areas and systems of technical and social infrastructure works, and creation of a living environment appropriate for the inhabitants in all areas of the territory, ensuring harmonious co-ordination between the national interest and community interests and satisfying the objectives of socio-economic development, national defence and security, and protection of the environment. *Construction master planning* shall be expressed in construction zoning plans, comprising charts, drawings, mock-ups and commentaries.

10. *Regional construction master planning* means organization of systems of rural residential areas and technical and social infrastructure works within the administrative boundaries of any one province or inter-provincial area consistent with the requirements for socio-economic development from time to time.
11. *General master planning for urban construction* means organization of urban space and technical and social infrastructure works in compliance with overall master planning for socio-economic development and master planning for development of branches, ensuring national defence and security of each region and of the country from time to time.
12. *Detailed master planning for urban construction* means detailing the contents of general master plans for urban construction which shall provide the legal basis for management of construction works, for the provision of information, for the issuance of construction permits, and for allocation and lease of land in order to commence investment projects for construction of works.
13. *Master planning of construction in rural residential areas* means organization of space and systems of technical and social infrastructure works for rural residential areas.
14. *Rural residential area* means a place of concentrated residence of many households closely associated with each other for production and living purposes and for other social activities within the scope of a fixed area and shall include the centres of communes, hamlets, villages, communal hamlets, small hamlets, mountain villages, mountain hamlets and ethnic minority villages (hereinafter collectively referred to as *hamlets*) formed by natural conditions, by socio-economic conditions, by culture, habits and customs and by other factors.
15. *Urban design* means the formulation of specific plans from the contents of general and detailed master plans for urban construction on the architecture of works within urban areas, on the landscape of each functional area, and on street routes and other public spaces within urban areas.
16. *Investment report for construction of works* means an application file for guidelines for investment in construction of works for the competent authority to permit investment.
17. *Investment project for construction of works* means a collection of proposals relating to expenditure of capital to construct new works or to extend or renovate existing works in order to develop, maintain or improve the quality of the works or the quality of a product or service within a certain period of time. *Investment project for construction of*

*works* shall include an explanatory section and a preliminary designs section.

18. *Eco-technical report on construction of works* means an abridged investment project for the construction of works which only sets out the basic requirements stipulated in the regulations.
19. *Construction regulations* means mandatory regulations applicable to construction activities issued by the State administrative body for construction.
20. *Construction standards* means regulations on technical standards, eco-technical norms, the order for implementation of technical works, technical criteria and indicators and natural indicators issued by the competent body or organization or recognized as applicable to construction activities. *Construction standards* shall include mandatory regulations and regulations the application of which is encouraged.
21. *Investor in construction of works* means a capital owner or a person assigned to manage and utilize capital for investment in construction of works.
22. *Contractor in construction activities* means an organization with full capability for construction activities or individual with full capability for construction practice, entering a contractual relationship with respect to construction activities.
23. *General construction contractor* means a contractor entering a contract directly with an investor in construction of works in order to receive an entire contract for one type of work or the whole work of the investment project for construction of works. *General construction contractor* shall include the following principal forms: general design contractor; general contractor for execution of building works; general contractor for design and execution of building works; general contractor for design, procurement of technological equipment and execution of building works; and general contractor for formulation of an investment project for construction works, design, procurement of industrial equipment and execution of building works.
24. *Head contractor in construction activities* means a contractor entering a contract directly with the investor in construction of works in order to receive a contract to implement the main part of one type of work of the investment project for construction of works.
25. *Sub-contractor in construction activities* means a contractor entering a contract with a head contractor or with a general construction contractor in order to implement a part of the work of the head contractor or general construction contractor.



26. *Separate dwelling-house* means works built within the parameters of land for which the land use right is owned by a household of individual in accordance with law.
27. *Preliminary design*<sup>1</sup> means a collection of data comprising a commentary and drawings which express a design solution which provides basic sufficient conditions for preparing the level of total invested capital and shall be the basis for commencing the subsequent design steps.
28. *Supervision of the author* means supervision by the designer during the process of execution of building works aimed at ensuring that execution is correct in terms of the design.
29. *Building works incident* means a breakdown beyond permissible safety limits which creates a danger of collapse of the construction works, or an actual breakdown of part or all of the construction works, or it means that the construction works are unable to be used as designed.

**Article 4**     *Fundamental principles in construction activities*

Organizations and individuals engaged in construction must comply with the following fundamental principles:

1. Ensure that works are built in accordance with master plans and in accordance with the design of the works; ensure the beauty of construction works, protection of the environment and general landscape; ensure that works are built in conformity with natural conditions and the particular cultural and social conditions of each locality; and ensure that construction works combine socio-economic development with national defence and security;
2. Ensure compliance with construction regulations and construction standards;
3. Ensure quality, schedule and safety of construction works; ensure the lives and property of people; ensure fire fighting and prevention, explosion prevention; and ensure environmental hygiene;
4. Ensure synchronous construction of each building works, and synchronous construction of technical infrastructure works;
5. Ensure economy and efficiency, ensure that there is no waste of expenditure or loss and that there are no other negative elements in construction.

---

1     *Phillips Fox Note: The literal translation is "basic design".*

**Article 5**     *Types and levels of construction works*

1.     Construction works shall be classified into types and levels of works.
2.     The types of construction works shall be fixed in accordance with their use function. Each type of construction works shall be divided into five levels, comprising special level, level I, level II, level III and level IV.
3.     The level of construction works shall be fixed in accordance with the type of construction works based on scale, technical requirements, materials used to build the works and life span of the works.
4.     The Government shall provide regulations on classification and levels of construction works.

**Article 6**     *Construction regulations and construction standards*

1.     The system of construction regulations and construction standards must be promulgated or recognized by the State administrative body for construction for uniform application in construction activities.
2.     Construction activities must comply with construction regulations and construction standards. If foreign construction standards are applied, the approval of the State administrative body for construction shall be required.
3.     Organizations and individuals may research and propose construction regulations and construction standards to the State administrative body for construction for promulgation or recognition.

**Article 7**     *Capability for construction practice, capability for construction activities*

1.     Capability for construction practice shall be regulated with respect to individuals participating in construction activities. Capability for construction activities shall be regulated with respect to organizations participating in construction activities.
2.     Capability for construction practice of individuals shall be determined in accordance with grades on the basis of professional levels which a lawful professional training organization certifies and on the basis of experience and professional ethics. Any individual operating independently and participating in the design of construction master planning, construction survey, design of works or supervision of execution of works must have the appropriate practising certificate and shall be personally liable for his or her work.

3. Capability for construction activities of organizations shall be determined in accordance with grades on the basis of the capability for construction practice of individuals within such organization and on the basis of experience in construction activities, financial capacity, equipment, and management capability of the organization.
4. Foreign organizations and individuals engaged in construction activities in the territory of the Socialist Republic of Vietnam must satisfy the conditions stipulated in clauses 1, 2 and 3 of this article and must be granted an operating permit by the State administrative body for construction.
5. The Government shall provide detailed regulations on capability of organizations for construction activities, on capability of individuals for construction practice, and on issuance to individuals of practising certificates appropriate for types and levels of works.

**Article 8**     *Supervision of implementation of laws on construction*

1. The National Assembly, the Standing Committee of the National Assembly, the Ethnic Council, other committees of the National Assembly, the body of National Assembly delegates and individual National Assembly delegates, people's councils, standing committees of people's councils, committees of people's councils and delegates of people's councils at all levels shall, within the scope of their respective duties and powers, be responsible for supervision of implementation of the laws on construction.
2. The Vietnam Fatherland Front and its member organizations shall, within the scope of their respective duties and powers, be responsible for disseminating the laws on construction amongst the citizens and for encouraging the citizens to implement and to supervise implementation of the laws on construction.

**Article 9**     *Policy of encouragement in construction activities*

The State shall have a policy of encouraging and facilitating organizations and individuals to research and apply progressive scientific and technological advances in construction, to use new building materials, to economize in the use of natural resources and to protect the environment; and of facilitating organizations and individuals to participate in construction activities in accordance with master plans in remote and distant regions, in regions with specially difficult conditions, and in flood prone regions.

**Article 10** *Conduct which is strictly prohibited in construction activities*

The following conduct is strictly prohibited in construction activities:

1. Constructing works in areas in which construction is prohibited; constructing works which encroach on or illegally occupy safety corridors for traffic routes, irrigation works, dyke embankments, energy works, cultural or historical heritage sites and on areas which are protection corridors for other works in accordance with law; and constructing works in areas where there is a danger of landslide and flood, except for works the purpose of which is to overcome these dangers;
2. Construction works contrary to master plans or in violation of construction boundaries and standard ground floor level<sup>2</sup> of construction works; construction works without a construction permit where the law requires such permit, or works constructed incorrectly in terms of the provisions of an issued construction permit;
3. A contractor engaging in construction activities which exceed its capability for construction practice or capability for construction activities; selection of a contractor to implement work when that contractor fails to satisfy the conditions on capability for construction practice or on capability for construction activities;
4. Construction works which fail to comply with construction regulations and construction standards;
5. Breaching regulations on safety of lives and property of persons and on environmental hygiene in construction;
6. Building an extension encroaching on or illegally occupying public space, public areas, pathways or other expanses which are already the subject of approved and proclaimed construction master plans;
7. Giving or receiving bribes in construction activities; making arrangements in tendering with an ulterior motive aimed at buying or selling a tender, aimed at collusion in a tender, or aimed at reducing a tender price below the cost of building the works the subject of the tender;
8. Abuse of position or power to breach the laws on construction; condoning or concealment of conduct in breach of the laws on construction;
9. Obstruction of lawful construction activities;
10. Other conduct in breach of the laws on construction.

---

2 *Phillips Fox Note: The literal translation is "height above sea level of the ground floor".*



## CHAPTER II

### Construction Master Planning

#### SECTION 1

##### General Provisions

###### **Article 11** *Construction master plans*

1. Construction master plans must be formulated and approved to provide the basis for construction activities subsequent to such planning. Construction master plans shall be formulated for five year and ten (10) year periods and in order to provide long-term developmental direction. Construction master plans shall be periodically considered for amendment for conformity with the status of socio-economic development from time to time. Amendment of construction master plans must ensure the tradition of inheriting previously formulated and approved construction master plans.
2. The State shall guarantee State budget funding for the work of formulation of construction master plans and shall have a policy of raising funds from other sources for such work. State budget funds shall be balanced within annual plans in order to formulate regional construction master plans, general urban construction master plans, construction master plans for rural residential areas and detailed master plans for functional areas which are outside investment projects for construction of concentrated works for business purposes.
3. People's committees at all levels shall be responsible to organize the formulation of construction master plans within the administrative boundaries for which such people's committee has been delegated administrative authority, to act as the basis for administration of construction activities, of the conduct of investment projects for construction of works, and of the actual construction of works.
4. In a case where a people's committee at any level lacks capacity to fulfil its tasks of formulating, amending and approving construction master plans and approving amended construction master plans, it may invite experts and hire consultants to do so.
5. All organizations and individuals must comply with construction master plans which have been approved by the competent State authority.

**Article 12** *Classification of construction master plans*

1. Construction master plans shall be classified into the following three categories:
  - (a) Regional construction master plans;
  - (b) Urban construction master plans, including general as well as detailed master plans for urban construction;
  - (c) Master plans for construction of rural residential areas.
2. The Government shall provide regulations on the order for formulation of construction master plans, on files and ratios of all types of maps, and on unit costs of formulation applicable to each category of construction master planning.

**Article 13** *General requirements applicable to construction master plans*

Construction master plans must ensure the following general requirements:

1. They must conform with master plans for overall socio-economic development, with master plans for development of other branches and with land use zoning; detailed construction master plans must conform with master plans for general construction; and construction master plans must ensure national defence and security and create the impetus for socio-economic development.
2. They must organize and arrange territorial space on the basis of an appropriate exploitation and use of natural resources, land and other resources in conformity with natural conditions, historical hallmarks, socio-economic conditions and the scientific and technological progress of the country at each stage of development.
3. They must create a comfortable, safe and stable living environment; they must satisfy the ever-increasing material and spiritual needs of the citizens; they must protect the environment and cultural heritage, conserve places of historical and cultural interest and the natural landscape, and retain and develop the national cultural identity.
4. They must fix the basis for the work of preparing master plans, for managing investment and for attracting investment in construction; and for the work of administering, operating and using construction works in urban areas and in rural residential areas.

**Article 14** *Conditions applicable to organizations and individuals designing construction master plans*

1. Organizations which design construction master plans must satisfy the following conditions:
  - (a) Be registered for the activity of design of construction master plans;
  - (b) Have full capability for the activity of design of construction master plans;
  - (c) Any individual undertaking the job of person in charge of drawings of a construction master plan or person in charge of design of a specialized part of such drawings must have full capability for construction practice and must have a practising certificate appropriate for each type of construction master planning.
2. Any individual who independently practises design of construction master plans must satisfy the following conditions:
  - (a) Have full capability for practice of and a practising certificate for design of construction master plans;
  - (b) Be registered for the activity of design of construction master plans.

The Government shall provide regulations on the scope of activity of design of construction master plans by individuals who independently practise design of construction master plans.

## SECTION 2

### **Regional Construction Master Planning**

**Article 15** *Tasks of regional construction master planning*

1. The responsibility for formulating tasks of regional construction master planning shall be provided for as follows:
  - (a) The Ministry of Construction shall formulate tasks of regional construction master planning of key areas and inter-provincial areas and shall submit them to the Prime Minister of the Government for approval after obtaining the opinion of relevant ministries, branches and provincial people's committees.
  - (b) People's committees of provinces and cities under central authority (hereinafter referred to as *provincial people's committees*) shall formulate tasks of construction master planning of regions within

the administrative boundaries that they manage and shall submit them to the people's council of the province or city under central authority (hereinafter referred to as *provincial people's council*) for decision.

2. The contents of tasks of regional construction master planning shall comprise:
  - (a) Forecast of the scale of urban and rural population consistent with the master plan for socio-economic development of the region and the national strategy for allocation of population for five year and ten (10) year periods and longer terms;
  - (b) Organization of space for basic industrial establishments, organization of a system of technical and social infrastructure works within the region for each period consistent with the potential of the region and the master plan for overall socio-economic development of the region;
  - (c) Organization of space for urban systems and rural residential areas consistent with the geographical and natural conditions of each area, ensuring national defence and security and appropriate exploitation of natural resources over the whole of the region.

**Article 16** *Contents of regional construction master plans*

Regional construction master plans must contain the following main items:

1. They must fix systems of urban and residential areas aimed at servicing industry, agriculture, forestry and tourism; and must fix areas of environmental protection, of natural resources and other functional areas.
2. They must set in place a system of technical infrastructure works and arrange space and measures for protection of the environment.
3. They must set the developmental direction for specialized branch works.
4. They must fix reserves of land to service developmental needs; and they must use land efficiently.

**Article 17** *Authority to formulate, evaluate and approve regional construction master plans*

1. The Ministry of Construction shall organize the formulation and evaluation of regional construction master plans for key areas and for inter-provincial areas and shall submit them to the Prime Minister of the Government for approval after obtaining the opinion of relevant ministries, branches and provincial people's committees.



2. Provincial people's committees shall be responsible to approve regional construction master plans within the administrative boundaries that they manage, after the same level people's council has made a decision.

**Article 18** *Amendment of regional construction master plans*

1. Regional construction master plans shall be amended in one of the following circumstances:
  - (a) There is a change in the master plan for overall socio-economic development of the region, in the master plan for development of a branch in the region, or in the strategy for national defence and security;
  - (b) There is a change in geographical, natural or socio-economic conditions or in population numbers.
2. The authority to approve tasks of amending regional construction master plans and to approve amended regional construction master plans shall be provided for as follows:
  - (a) The Prime Minister of the Government shall approve tasks of amending regional construction master plans and shall approve amended regional construction master plans for key areas and for inter-provincial areas on the proposal of the Ministry of Construction after obtaining the opinion of relevant ministries, branches and people's committees.
  - (b) Provincial people's committees shall formulate tasks of amending and (*sic*) amended regional construction master plans within the administrative boundaries that they manage and shall submit them to the same level people's council for decision.

SECTION 3

**Urban Construction Master Planning**

**Article 19** *Tasks of general master planning for urban construction*

1. The responsibility for formulating tasks of general master planning for urban construction shall be provided for as follows:
  - (a) The Ministry of Construction shall formulate tasks of general master planning for construction of new inter-provincial urban areas, high-tech zones and special economic zones and shall submit them to the Prime Minister of the Government for approval after

obtaining the opinion of relevant ministries, branches and people's committees.

- (b) Provincial people's committees shall formulate tasks of general master planning for construction of urban areas of special category and of categories 1 and 2 and shall submit them to the same level people's council to pass. The Ministry of Construction shall organize evaluation and make a submission to the Prime Minister of the Government for approval. With respect to urban areas of category 3, provincial people's committees shall formulate tasks of general construction master planning and shall submit them to the same level people's council to make a decision.
  - (c) People's committees of districts, towns and provincial cities (hereinafter all referred to as *district people's committees*) shall formulate tasks of general construction master planning for urban areas of categories 4 and 5 within the administrative boundaries managed by such people's committee and shall submit the master plans to the people's council of the district, town or provincial city (hereinafter referred to as *district people's council*) to pass and to submit in turn to the provincial people's committee to approve.
2. The contents of tasks of general master planning for urban construction shall comprise:
- (a) Fixing the nature of the urban area and the scale of urban population, the developmental direction for urban space and for technical and social infrastructure works for each five year and ten year period and forecasting the developmental direction of the urban area for a twenty (20) year period;
  - (b) With respect to general construction master planning for urban improvement, in addition to the items stipulated in paragraph (a) of clause 2 of this article, fixing sites which must be cleared, fixing areas which must be retained for renewal, fixing areas which must be protected and fixing other specific requirements depending on the particular features of each urban area.

**Article 20** *Contents of general master plans for urban construction*

1. General master plans for urban construction must fix the total surface area of land for use in the urban area in accordance with the population scale during each planning period; allocate functional areas in the urban area; population density, the land use co-efficient and other eco-technical norms for each functional area and for the urban area; arrange overall urban technical infrastructure works, fix construction boundaries and red-lined boundaries for the main urban traffic routes, and fix the controlling

standard ground floor levels for each area as well as for the whole of the urban area.

2. General master plans for urban construction must be designed in accordance with construction regulations and construction standards and must take full advantage of the topography, trees, water surfaces and other natural features of the place being planned, retaining the national cultural identity.
3. General master plans for urban improvement must propose solutions which retain the existing buildings and landscape consistent with the tasks which were set.

**Article 21** *Authority to formulate and approve general master planning for urban construction*

1. The Ministry of Construction shall organize formulation of general master planning for urban construction of new inter-provincial urban areas, high-tech zones and special economic zones and shall submit the plans to the Prime Minister of the Government for approval after obtaining the opinion of relevant ministries, branches and people's committees.
2. Provincial people's committees shall organize formulation of general master planning for construction of urban areas of special category and of categories 1 and 2 within their respective provinces and shall submit the plans to the same level people's council to pass. The Ministry of Construction shall organize evaluation and make a submission to the Prime Minister of the Government for approval. With respect to category 3, provincial people's committees shall organize formulation of general master planning for urban construction and shall submit the plans to the same level people's council to make a decision.
3. District people's committees shall organize formulation of general master planning for construction of urban areas of categories 4 and 5 and shall submit the plans to the same level people's council to pass and to the same level provincial people's committee to approve.

**Article 22** *Amendment of general master plans for urban construction*

1. General master plans for urban construction shall be amended in one of the following circumstances:
  - (a) There is a change in direction of socio-economic development of the region;
  - (b) In order to attract investment from capital sources for urban construction and for other objectives which do not make a great change to the direction of urban development;

- (c) There are fluctuations in geographical and natural conditions.
2. The person authorized to approve tasks of master planning and general master planning for urban construction shall approve tasks of amending master planning and general master planning for urban construction after they have been amended.

**Article 23** *Tasks of preparing detailed master plans for urban construction*

1. District people's committees shall be responsible for formulating tasks of detailing master plans for urban construction based on the requirements for socio-economic development, the requirements for administering construction, the requirements of investors in construction of works and the opinions of citizens within the planning zone, but detailed master plans must be consistent with the approved general master plan for urban construction.
2. Tasks of preparing detailed master plans for urban construction shall comprise the following matters:
  - (a) The required area of land to be used, the scale and scope of the detailed master plan, urban design, and synchronous design of technical and social infrastructure works within the area being designed;
  - (b) Preparation of a list of proposed measures for up-grading works which are required to be retained within the area the subject of master planning for improvement;
  - (c) Other requirements applicable to each area being designed.

**Article 24** *Contents of detailed master plans for urban construction*

1. Detailed master plans for urban construction must contain the following main items:
  - (a) The plans must fix the site and area of land for construction of types of works in the area for which detailed master planning for urban construction is being prepared.
  - (b) The plans must fix red-lined boundaries, construction boundaries, and standard ground floor level for technical infrastructure works in the area for which detailed master planning for urban construction is being prepared.
  - (c) The plans must contain design solutions for a system of technical infrastructure works in the urban area, measures to ensure the



landscape and ecological environment, and the relevant eco-technical norms.

- (d) With respect to detailed master plans for urban improvement, plans must be proposed for up-grading existing works which are consistent with the tasks which have been set and consistent with the general master plan for construction in the area.
2. Detailed master plans for urban construction shall be prepared on the basis of topographic maps and cadastral maps to a scale of 1/500 - 1/2000 depending on the master planning tasks which have been set.

**Article 25** *Authority to approve detailed master plans for urban construction*

1. Provincial people's committees shall approve detailed master plans for construction of urban areas of special category and of categories 1, 2 and 3.
2. District people's committees shall approve detailed master plans for construction of urban areas of categories 4 and 5.

**Article 26** *Amendment of detailed master plans for urban construction*

1. Detailed master plans for urban construction shall be amended in one of the following circumstances:
  - (a) When the general master plan for urban construction is amended;
  - (b) When there is a requirement to encourage and attract investment.
2. The person authorized to approve detailed master plans for urban construction shall approve amended detailed master plans for urban construction.
3. When amending detailed master plans for urban construction as prescribed in clause 1(b) of this article, opinions must be obtained from citizens within the planning zone, and large changes may not be made to the structure of the general master plan for construction.

**Article 27** *Urban design*

1. The contents of urban design shall comprise:
  - (a) Urban design in the context of the general master plan for urban construction must stipulate and express the architectural space for construction works and for landscape in each street as well as in the entire urban area, and must fix height restrictions for construction works in each area as well as for the entire urban area.

- (b) Urban design in the context of the detailed master plan for urban construction must stipulate and express the standard ground floor level of road surfaces, pavements, foundations and floors of construction works, the height of construction works, the architecture of vertical planes, forms for roof architecture and colours of works in each street route.
  - (c) Urban design must be expressed consistently with the natural conditions of the locality, in harmony with the natural and man-made landscape in the area being designed; and it must take full advantage of water surfaces and trees, protect cultural sites and historical heritage works, and retain the national cultural identity.
2. Provincial people's committees shall promulgate regulations on management of architecture in order to administer construction in accordance with approved urban design.
  3. The Government shall provide specific regulations on urban design.

#### SECTION 4

##### **Master Planning for Construction in Rural Residential Areas**

###### **Article 28** *Tasks of master planning for construction in rural residential areas*

1. Provincial people's committees shall formulate tasks of master planning for construction in rural residential areas and shall submit them to the same level people's council to pass and to submit in turn to the district people's committee to approve.
2. The contents of tasks of master planning for construction in rural residential areas shall comprise:
  - (a) Forecast scale of population increase in rural residential areas during each period;
  - (b) Organization of space for production establishments, small-scale industries and traditional craft villages in rural residential areas;
  - (c) Developmental direction of residential areas.

###### **Article 29** *Contents of master plans for construction in rural residential areas*

1. They shall fix functional areas, a system of technical and social infrastructure works, and the developmental direction for each residential area, and shall provide a design of model housing in conformity with

natural conditions and the habits and customs of each area in order to guide the citizens on construction.

2. Detailed master plans for the construction of areas being commune centres must fix the position and land area for the construction of working headquarters of agencies and organizations, buildings for education, health care, cultural activities and sports, commercial and services centres, and other construction works.
3. With respect to rural residential areas which have existed stably for a long period, when construction master plans are implemented, there must be a design for improvement and embellishment of functional areas and technical and social infrastructure works.

**Article 30** *Authority to formulate and approve master plans for construction in rural residential areas*

People's committees of communes shall organize the formulation of master plans for construction in rural residential areas within the administrative boundaries managed by the people's committee and shall submit the plans to the same level people's council to pass and to submit in turn to the district people's committee to approve.

**Article 31** *Amendment of master plans for construction in rural residential areas*

1. Master plans for construction in rural residential areas shall be amended in one of the following circumstances:
  - (a) There are amendments of the strategy for local socio-economic development;
  - (b) There are amendments of the regional construction master plan;
  - (c) There are fluctuations in geographical and natural conditions.
2. District people's committees shall approve tasks of amendment of construction master plans and shall approve the construction master plans after they have been amended as applicable to rural residential areas within the administrative boundaries managed by such people's committee.

## SECTION 5

### **Administration of Construction Master Plans**

#### **Article 32** *Proclamation of construction master plans*

1. During the process of formulation of detailed construction master plans, opinions must be obtained from the organizations and individuals concerned in accordance with tasks of each type of construction master planning.
2. Within a time-limit of thirty (30) working days from the date of approval by the competent State body of a construction master plan, all level people's committees must widely proclaim the detailed construction master plan within the respective administrative boundaries that they manage for the information of, and for inspection and implementation by, organizations and individuals within the planning zone. In the case of proclamation of regional and general construction master plans, the person authorized to approve the plan shall make a decision on the contents of the proclamation.
3. Based on an approved construction master plan, provincial people's committees shall be responsible to provide directions for implementation of the following:
  - (a) The positioning of construction boundary markers and standard ground floor levels on site;
  - (b) Determination on site of areas on which construction is prohibited.
4. Persons responsible to proclaim construction master plans shall be responsible before the law for failure to proclaim master plans or for late proclamation resulting in economic loss when site clearance must be conducted in order to invest in construction of works.
5. If approved detailed master plans are not implemented or not satisfactorily implemented within a time-limit of three years from the date of proclamation, the person authorized to approve such plan shall be responsible to take measures to remedy this situation and to notify organizations and individuals within the planning zone for their information. If a detailed master plan is not able to be implemented, it must be amended or revoked and re-proclaimed in accordance with the provisions in clause 2 of this article.

#### **Article 33** *Provision of information on construction master plans*

1. All level administrative bodies for construction shall be responsible to provide information on construction master plans and certificates of

construction master planning for investors in construction of works wishing to build in the area managed by such administrative body.

2. Information shall be provided in the following forms:
  - (a) Public display of construction master plans, comprising charts, mock-ups and drawings of the construction master plan;
  - (b) Explanations of the construction master plan;
  - (c) Provision of certificates of construction master planning.
3. Certificates of construction master planning shall contain information about land use and provisions on the system of technical infrastructure works, on architecture, on safety regarding fire fighting and prevention and explosion prevention, and on protection of the environment and other provisions in accordance with detailed construction master plans.

**Article 34** *Contents of administration of master planning for construction*

1. Administration of master planning for construction shall comprise the following matters:
  - (a) Promulgation in accordance with authority of regulations on master planning, on architecture, and on policies to attract investment in construction;
  - (b) Administration of construction of works in accordance with construction master plans;
  - (c) Management of boundary markers on site;
  - (d) Management of synchronous construction of urban technical infrastructure works;
  - (dd) Suspension of construction, imposition of administrative penalties, and arrangement of compulsory dismantling of works which have been illegally built or built contrary to the terms of permits or built contrary to construction master plans.
2. Persons delegated with authority to administer construction master planning shall be responsible before the law for the administrative work assigned to them and must compensate for loss and damage caused to the State or citizens by decisions made out of time or contrary to authority.